

第百十二回国会 参议院 法務委員会 會議録第四号

昭和六十三年四月二十八日(木曜日)

午前十時一分開会

委員の異動

四月二十八日

辞任

土屋 義彦君
中村 太郎君
宮本 顯治君

補欠選任

宮崎 秀樹君
宮田 輝君
吉川 春子君

出席者は左のとおり。

委員長

三木 忠雄君

理事

工藤万砂美君
鈴木 省吾君
猪熊 重二君
橋本 敦君

委員

堀木 又三君
下稻葉耕吉君
徳永 正利君
中西 一郎君
長谷川 信君
林 道君
宮崎 秀樹君
宮田 輝君
秋山 長造君
千葉 景子君
吉川 春子君
関 嘉彦君
瀬谷 英行君
西川 潔君

国務大臣

法務大臣

林田悠紀夫君

政府委員

法務大臣官房長
法務省刑事局長
法務省矯正局長
法務省入国管理局長

根来 泰周君
岡村 泰孝君
河上 和雄君
熊谷 直博君

最高裁判所長官代理者
最高裁判所事務
総局人事局長
最高裁判所事務
総局民事局長
最高裁判所事務
総局行政局長
最高裁判所事務
総局刑事局長

櫻井 文夫君
泉 徳治君
吉丸 眞君

事務局側

常任委員会専門
員

片岡 定彦君

本日の會議に付した案件
○刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(三木忠雄君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

刑事補償法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○千葉景子君 きょうはまず最初に、ちょっと法案と外れるんですけども、実は近時各省庁の土曜閉庁問題が課題になっておりまして、来年一月から実施をされるという方向性になっているようでございます。それにつきまして、法務省関係ということになりましたと、とりわけ拘留所などは面会とか、差し入れとかそういうことがあろうかと思ふんですけども、土曜閉庁ということになります。

ますと、隔週なりその日は面会等ができないという問題も出てきうかと思ふます。この土曜閉庁についてはどのように今後取り扱われる予定でございましょうか、お答えをいただきたいと思ふます。

○政府委員(河上和雄君) 土曜閉庁方式といったものの趣旨から考えますというところ、やはり職員をその日は大幅に休ませるということにならざるを得ないわけでございまして、そうなりますと被収容者への面会あるいは差し入れ、こういったものも職員の数が全体的に足りなくなりますので原則として行わないことになるだらうと思ふます。

○千葉景子君 その実施は、大体めどとしてはやはりほかの省庁と並行してということになりますようか。

○政府委員(河上和雄君) さようでございます。○千葉景子君 そうなりますと、なかなか土曜日しか面会に行きにくいというふうな方もあらうかと思ふんですけども、そうすると、閉庁にならない土曜日等は少しふだんよりも体制を充実していただくとか、そういうことは考えていらつしやいますか。

○千葉景子君 職員の方の休日ということも必要でございますし、拘留所などは特殊な性格ということもございまして、ぜひその辺をまたいい方向で検討していただきたいというふうに思つております。

それでは次に、前回死刑制度の問題につきまして、今後の存続あるいは廃止、いろいろ問題がありますが、お尋ねをいたしました、それに付随をいたしましてお尋ねをさせていただきたいと思ふます。

現在、死刑確定者といふのは、その地位という立場、これは一体どういうことになるんだらうか。一般のこれは受刑者の地位とも異なるのだらうかと思ふますし、死刑自体というのは刑の執行そのものが刑罰の執行だらうかというふうに思ふますけれども、この間の確定者の地位といふのはどのように基本的にはお考えになつていらつしやいますか。

○政府委員(河上和雄君) 刑というのは、普通の自由刑あるいは罰金刑、自由刑を例にとりますと、やはり刑務所に収容して定役に服させると、刑務所に収容していること自体がいわば刑罰の執行という形になるわけでございまして。

ところが死刑の場合は、刑法に定めるところに従いまして監獄内において絞首してこれを執行する、これだけが刑罰の執行でございまして、その間拘留所内に拘留するわけでございまして、これはいわば死刑の執行という刑罰の執行の前段階、前段階の段階として、本人を逃がさないためと言ふとちょっとあれですが、社会に出さないために拘留所の中に拘留するわけでございまして、その法的地位といふのは非常に微妙なものがあろうかと思ふます。

○千葉景子君 一番簡単に考えますと、死刑確定者の処遇というものは、監獄法の九条が未決に準ず

るという規定を設けておりまして、これが一番目につくというかはつきりする基準ではないかと思うんですね。そういう意味では今微妙な立場にあるということでございますが、その処遇自体は未決に準ずるというこの規定を適用していると考えてよろしいでしょうか。

○政府委員(河上和雄君) 九条の定めるところによりまして、刑事被告人に適用すべき規定、つまり刑事被告人に適用するというのが明示されている監獄法上の規定につきましては準用をされるということになっておりまして、現に刑事被告人だけに適用される五つの条文につきましては準用されることは間違いございません。しかし、それ以外の規定につきましては、特段刑事被告人に適用される規定が準用されるものではないとさせていただきます。こういう規定、五つほどの規定が準用されるからといって、その地位が刑事被告人の地位と同様であるというふうに理解することはできないのではないかと考えております。

○千葉景子君 そうなりますと、死刑確定者の身分、その処遇の基準といえますか基本的な原則、これは一体何に準拠をし、そしてどんな基準で運用をされているのでしょうか。

○政府委員(河上和雄君) 監獄法のそれぞれの規定の中に在監者は云々という規定が多々ございます。この在監者の中には当然死刑確定者も入るわけでございますが、それぞれの規定の趣旨に従って私ども解釈いたしております。

ただ、御承知のとおり、この監獄法というのは明治四十一年、非常に古い法律でございますが、当時の矯正の基本的な考え方あるいは監獄法の基本的な考え方というものは、まず刑の確定した者を社会から隔離する、そしてこれに対していけば懲らしめといえますか、贖罪のために種々の処遇をするということでございますが、教育理念が全然ないわけではございませんが、比較的薄く、どちらかというとすべて官の許可にかからしめるということでは入っている在監者、入っている人たちの権利というものは必ずしも認められてない

のが現在の法律でございます。

そういったところもございしますが、いずれにしても在監者にはいろいろな種類がございます。労働留置の人もおりますし、禁錮の人もおりますし、それから懲役刑の人もおります。そして死刑確定囚もいるわけですね、それぞれその法的な地位に応じて全く同じ扱いをするというのは、これは決して好ましいものではないとさせていただきます。これは決して別段の扱いをいたしております。

死刑確定者につきましては、いずれにしろ矯正としては刑事司法によって本人を死刑にせよ、それまで拘留せよという命令を受けてそのまま本人をとめ置いているだけでございしますので、できる限り本人の心情が安定するあるいは逃走のようなことを図らない、あるいは他の受刑者に悪影響を与えない、あるいは保安上、規律上問題を起さない。そういった観点から、しかしできる限り従容とした死というものに近づけさせたい、そういった観点で処遇をしているというところでございします。

○千葉景子君 今、逃亡しないように、あるいは心情の安定、他の収容者への影響、保安上の問題というようなことがございしたけれども、これは、考えてみますと極めて抽象的な基準でございします。実際にはさまざまな条件といえますか、これはどなたが判断をされて、それにのっとって処遇をされるのでしょうか。

○政府委員(河上和雄君) 監獄法の建前からいりますと刑務所長でございします。ただ、個々の刑務所によって余りに扱いが違うということは必ずしも好ましいものと思えませんので、大臣訓令によつてある程度の統一を図っている。しかし、法の本来の趣旨からいいますと、刑務所長の裁量権といふのは非常に大きな法律でございします。刑務所長の裁量権が相当程度大幅に認められている、こう申し上げていいと思います。

○千葉景子君 今刑務所長の裁量権が大きい、ただし大臣訓令という形で一定の統一を図っていらっしゃるということでございますが、この大臣訓

令というものはどのような問題について、どの程度の基準を定めて命じているものですか。

○政府委員(河上和雄君) 例えば「収容者に閱讀させる図書、新聞紙等取扱規程」という大臣訓令がございします。この中では、それぞれの在監者について新聞紙あるいは図書などについての基準のようなものを出しておりますが、死刑確定者につきましては「身柄の確保を阻害するおそれのないもの」、「規律を害するおそれのないもの」に該当し、「かつ、死刑確定者の心情の安定を害するおそれのないものでなければならぬ」といった形で、図書、新聞紙について大枠を定めているような状況でございします。

○千葉景子君 今の基準をお聞きしますと、そこにもまた、さらに心情の安定とか抽象的なことが記載されているようにございしますから、最終的には個々具体的な判断というのは刑務所長がされるというふうに考えてよろしいわけですね。

○政府委員(河上和雄君) さようでございします。その中の幅裁量でございします。

○千葉景子君 そうすると、いろいろな処遇の中で問題点があるかと思うのですけれども、一つは図書といえますか書籍等については閱讀が制限をされるもの、あるいは場合によってはその内容の一部を墨塗りがなされるというような場合があるようにございしますけれども、事実としてはそのとおりでしょうか。

○政府委員(河上和雄君) そういう場合もあろうかと思ひます。

○千葉景子君 これは、理由としてはどのような理由によつて禁止をされ、あるいは墨塗りというような措置がとられているのでしょうか。

○政府委員(河上和雄君) 結局抽象的な答えになつてまことに申しわけないわけですが、先ほど大臣訓令で御紹介申し上げましたように、規律を害するあるいは保安を害するといったようなものとか、あるいは心情の安定を害するといったようなことが判断されるような場合でございします。

○千葉景子君 どうもこれも最後に行き着くと、

心情の安定という一言で尽きてしまうというようないふことがよくあります。ただ、心情の安定というのは一体どうやって判断をするのかということになりますと、読ませてもらえない、あるいは一部が真っ黒になつてくるということの方が、非常に私などが考えるところと心情的な差があるような気がするわけですね、この心情の安定というのは、一体客観的にはどんな点を注意して、どんな要素を基準にして、この心情の安定といふのははかれるのでしょうか。

○政府委員(河上和雄君) なかなか一概に申し上げられず、個々具体的なケースによつて随分違う場合が多いかと思ひます。ただ、一般論で申し上げれば、例えば刑事司法制度自体を破壊するような、破壊することが正しいのである、つまりこういった死刑囚が裁判を受けた、その裁判制度自体を否定する思想が正しいといったようなことが書いてありますという、これはやはり本人自身にとつて自分の死刑判決というものは全く不当なものであるというふうな感じを抱かせるわけでございますから、それは心情の安定には必ずしも適さないというふうに思われるわけでございます。

○千葉景子君 今一例を挙げていただいたわけですが、この裁判制度自体について問題視をするというように、別にこれは考え方あるいは思想、あるいは書物であればそれを表現したと自体は勝手なことであり、自由なことでありそれを死刑確定者が読んだからといって、この心情の安定とは全く別な問題ではないだろうかという気がするわけですね。この心情の安定といふのは、本人の心情よりも管理上、あるいは第三者がこういふものは読ませたら、死刑といふものに今向かつて進んでいる者に対してはどうか不適当じゃないか、こういう第三者的な判断で行われているように思われて仕方がないんですけれども、何かやはり客観的な一定の基準がありませんと、心情の安定というものは非常に恣意的に、あるいはそれぞれの個人的な主観で使われやすいよ

○政府委員(河上和雄君) 規律の問題あるいは保安の問題、あるいは他因に与える影響、社会一般に与える影響といったものは、心情の安定とは別の基準で考えているわけでございまして、心情の安定はいわばそういったものを除いた観点だけから考えるわけでございます。

確かに御指摘のように、人の心情が安定しているか否かというのは、必ずしも科学的、純客観的に数字によってあらわすことのできるような性質のものではございませんので、どうしても主観、客観をういったもろの要素をだれかが判断しなければならぬ。それは、現行監獄法上は刑務所長の判断するところになっている、したがってそれに従つてできる限り客観性を求めつつ判断をしている、そういうところでございます。

○千葉景子君　これはある程度客観的な基準をつくるなりしない限りは、どうしてもそこに個人的あるいは主観的な判断が入らざるを得ないというふうに思うわけです。

やはり同じく処遇に関連して、親族あるいはそれ以外の第三者との面会、接見交通、これにつきましても、先ほどの監獄法九条の未決拘留者と同等に考えれば特別な規制、制限ということもやられるべきではないというふうに考えるんですけれども、親族あるいは第三者との面会などについてはどんな基準を考えてやっておりますか。

○政府委員(河上和雄君) この基準も死刑確定者というもののその特殊な地位に応じまして、死刑確定者が罪を自覚して精神の安静のうちに死刑のうちに執行を受けることを配慮しよう、そういう観点から本人の心情の安定を害するおそれのある場合とか、あるいは本人の身柄の確保を阻害し、また社会一般に不安の念を抱かせるおそれのある場合は、その他施設の管理運営上支障を生ずるおそれのある場合、こういった場合には御遠慮願っているというわけでございます。

○千葉景子君　今しかし、身柄の確保というの
あれだけきちっとした刑務所に収容されていると

いうことがあるわけですし、社会的な不安というのも具体的にどういうことを指すのか、私はよくわかりません。また、それから施設の管理といひましても、面会をしたからといって施設管理上、例えば夜中にといいことなどは別といたしまして、もさほど不都合があるわけではないということになりますと、一体何で第三者あるいは親族との面会を制約しなければならぬのか、これも非常に判断があいまいではないか、基準があいまいではないかというふうに思わざるを得ないんです。例えば親族以外は面会をさせないとか、何かそういう基準は設けていらっしゃいますか。

うな場合、そういつたような例が考えられると思
います。

○千桑景子君　その本人のやったことを正当化する
ような者に対しては制限をする場合があるとい
うことでございますけれども、そうすると、そう
いう場合がもし仮にあるとして、それ以外には特
別にそれでは面会を制限するような理由というの
はありませんね。

○政府委員（河上和雄君）　結局先ほどもちよつと申
し上げました本人の心情の安定を害するおそれの
ある場合、それから身柄の確保を阻害し、または
社会一般に不安の念を抱かせるおそれのある場

○政府委員(河上和雄君) 原則として親族については自由に面会を許していると思います。また、親族以外の者につきましてはできる限り会わせるような方向で実務が運用されていると思います。が、しかし先ほど申し上げました基準に当たるおそれのある場合、基準に当たる場合、あるいは何

合、それと管理運営上、この管理運営の方ほどどちらかという物理的な問題があると思います。そういう抽象的な基準でございますが、こういう基準に該当する場合、個々具対的なケースについて今必ずしも的確に御指摘できませんが、いろいろな場合があるかと思えます。

といっても職員の数に限られておりまして、一日に数回も面会を許すということが物理的に不可能なこともございますので、そういう場合には御遠慮願っている、そういうことでございます。

○千葉景子君 確かに物理的な問題はあろうかと思っております。職員の数、あるいは接見する場

○千葉景子君 これも最終的な判断は刑務所長がなさるわけですか。

○政府委員(河上和雄君) さようでございます。

○千葉景子君 これも基本的には、どんな人間が面会するかといっても、その人間の考え方あるいは心情、発言、こういうものをすべて客観的に判

所、その物理的な問題は別とすれば、それが可能であればあとは制限をする理由というのは私は見当たらないうちに思います。

断できるわけではないと思うんですね。そうなりますと、これも刑務所長なりの主観的な、非常に個人的な判断、こういうものによって立っているという感じがいたします。これも基本的には客観的な基準、例えば親族には面会させる、あるいは物理的にいえば一日に何人であるとか、時間であ

られます。物理的な問題以外です。
○政府委員(河上和雄君) いわゆる支援者グループというのがございます。純粹に精神的なものでいろいろ支援なさる方もいらっしゃるわけでして、そういう方々は会わせている場合もございます。ただ、いわば何というか、本人の犯したこと

それは心情の安定、あるいは社会的な不安、それ

をむしろそそのかすと言うとおかしいですが、正当であるかのごとく思い込ませる、そういうたよるなことが面会によって行われることが確実な

ういうものを総合的に判断なさるということをお
つしやいますけれども、それは目に見えるわけで
はございまして、恣意的な判断を個々刑務所長

がされていると私は言うつもりはございませんけれども、そういうものを排除して適正な運用をするという意味では何らかの客観性を持たせる必要があるのじゃないかというふうに思いますが、いかがですか。

○政府委員(河上和雄君) 確かに何らかの客観性というものは当然必要なわけでございまして、ただ、これもまたケースごとに非常に違いがございまして、各いろいろなケースを想定して客観性を保つたせるような基準というものを考えますと、どうしても抽象的にならざるを得ない。ただ、幸いといひますか、私どもの場合は四六時中死刑執行予定者、死刑囚と接しているわけでございしますから、その心理状態というものは非常に把握しているわけでございまして、その上ででき得る限り客観的にこういった抽象的基準を解釈していくと、今後とも努めてまいりたいと思ひます。

○千葉景子君 これはまた、同じことの繰り返しになってしまっていますのでこれで終わりにいたしますけれども、やはり原則と例外、例外というのはどうしても存在しようかと思うんですね。こういいう場合は面会を制限せざるを得ないということはありませんけれども、原則としてはこれこれこういう基準で面会をさせる、制限をするときにはそれなりの理由をもつてそれを制限していただくというふうなの、私は適正な運用ではないかというふうに思います。ぜひそこも今後の検討課題にしたいなと思います。だきたいというふうに思っています。

それでは今回の刑事補償法に関連しますが、前回参考人の方の御意見なども伺いました。それがされない状態が理想なわけでございますね。しかし万が一、我々の間違ひ、誤りということも考へてそのために制度をきちつと整備しておく、これが今の考え方の基本ではないかと思うんです。その中では、それではこの刑事補償が適用されないように誤判あるいは冤罪、こういうことができればない方がいいわけですし、こういうことを防ぐために公判手続をさらに充実、活発なものに

する、あるいは被告人の防衛権を十分に保障するといふことが必要であるといふような御意見も出ていたようにございます。

そこで、何点かお尋ねをさせていただきたいんですが、一つは、現在被告人については国選弁護人の制度がございます。ところが被疑者の段階におきましては、弁護人を選任することはできません。これは自分で自主的にということになります。そして、それができない場合に國の選任をする弁護人をつけるというふうな制度にはなっておりません。この被疑者段階での国選弁護制度、この今後の制定などについては御検討なさったことはございませんか。

○政府委員(岡村素孝君) 被疑者の段階において、国選弁護人を付するような制度をとるべきであるという御意見がかねがねあることは承知いたしているところでございます。ただ、この問題につきましても、捜査というものは職権主義的な、合目的な事柄であるわけでございます。これを捜査の段階で国選弁護をつけることによりまして当事者主義的なものに改めるということにもなってくるような問題など、いろいろ刑事訴訟法の根幹にも触れてくる問題があるわけでございます。

また、現実の問題として、現在弁護士さん、地域的にはやはり偏在している面もあるわけでございます。ところで、捜査といふものは非常に迅速性が要請されるわけでございます。日本の全国各地において刑事事件が発生するわけでございます。そういった場合に、捜査の段階におきまして、全部国選弁護人をつけるというようなことが果たして可能であろうかという現実的な問題もあるわけでございます。さらにはまた、国選弁護人制度をとりますと、國の財政上の問題もあるわけでございます。こういったいろいろな問題があるわけでございまして、慎重に検討を要する問題であるというふうに考えているところであります。

○千葉景子君 現在でも、被疑者段階で弁護人が選任をされているというケースもあるわけでして、弁護人がつくこと自体、何か捜査に支障を来すという事態は生じていないだろうというふうに思ふんですね。ただし、今御答弁をいただいたように、弁護人の数の問題であるとか偏在をしている問題、あるいは國の財政上の問題、こういったことは確かに存在するわけです。

ただこれは、こういう制度というものが確立をされていけば、それにできるだけ治う形で解決は可能であろうというふうに思ふんです。それに引きかえて、過去のいろいろな我々の経験からして冤罪の原因、こういうものを生ぜしめる問題としては、やはり捜査段階の孤立した状態、こういう中での不当な自由などもこれまで指摘をされているところなわけですね。そうなりますと、全部に国選弁護人をつけるということではなくても、当面例えは自分はどうしてもつけてもらいたい、それに對してきちっと対応できるように体制、こういうものは検討していつていけるべきではないか、というふうに思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(岡村素孝君) そういった問題も含めまして、先ほど申し上げましたようないろいろな問題とかかわりがあるわけでございまして、慎重な検討が必要であらうというふうに思われるわけであります。

○千葉景子君 ぜひこれも適正な、そして被告人の防衛権を保障するという趣旨も踏まえて前向きに検討をしていただきたい課題の一つなわけでございます。

それから次に、参考人から指摘がなされておりましたが、証拠開示の問題。これも非常に、証拠がすべて開示をされない、そして開示をされない証拠の中から新しい事実、あるいは事実を覆す、無罪を推定させるような、証明させるような証拠が出てくる、こういうケースも過去あったわけでございまして、そういう意味では、この証拠開示、広く開示をしていただいた上で、そして適正な判断を裁判所に求めるということが誤判を防ぎ、そして冤罪を防ぐ最大の道ではないかというふうに思いますが、この証拠開示についてはどんなふう

にお考えでしょうか。

○政府委員(岡村素孝君) 証拠開示の問題であります。検察官といたしましては、当事者主義という原則に立ちつつ、実体的真実の発見及び被告人の防衛の利益という事柄を考慮いたしまして、これを適正に行うよう努めているところでございまして。検察官といたしましては、公判廷で取り調べを請求する予定の証拠につきましては、刑事訴訟法の趣旨に基づきまして、第一回公判期日前あるいはその他の時期に閲覧の機会を与えて開示をいたしているところでございます。

また、最高裁決定がありますように、裁判所はその訴訟指揮権に基づいて一定の場合に証拠の開示を命ずることができるとされているところでございまして。この最高裁決定の趣旨に従いまして、事案の性質、審理の状況、あるいは閲覧を求められた証拠の種類とか内容、その時期、程度、こういったいろいろな事情を勘案いたしまして、事案に即しまして具体的かつ弾力的に証拠開示の要否あるいはその時期、範囲、こういったものを検討いたしまして、被告人の防衛上合理的に必要と認められる証拠につきましては、検察官といたしましては適正に開示しているというふうに思っているところでございます。

また、この証拠開示の問題につきましてもいろいろ御意見もあるわけでございますが、今後とも今述べましたような角度から一層証拠開示の適正に努めるといふことであると思っております。

○千葉景子君 やはり公判手続を適正に行い、そして被告人の防衛権、あるいは人権をも保障していくということが必要かというふうに思ふんですが、その関係で、私は最近非常に気になっておりますのが、起訴後に非常に長期にわたって接見禁止がなされているというケースが間々見られるという気がするんですね。これは実態として、私もすべてを知るわけではございませんので、それがどのくらいの割合になつていかなどというのにはわかりませんが、耳にするのにおいては、第一回公判後であっても数カ月あるいは場合によ

つては三年ほども接見禁止が続いているというケースもあるやに聞いております。この点についてその実態といふんです、非常に長期化している接見禁止、それについて実態がある程度お知らせいただかせようか。

○最高裁判所長官代理者(吉丸真君) 私ども接見禁止の請求及び接見禁止の決定につきましては統計がございまして、しかしこの統計は起訴前、起訴後の両者を含む数でございまして、委員御指摘の起訴後の接見禁止の状況についてこれを直接示す数字はないわけでございます。ただ、私どもの実務の経験から申しますと、委員も御承知のとおり、起訴前の接見禁止の決定にも公訴の提起があるまでという限定が付けられているのが通例でございまして、起訴後さらに接見禁止がなされるというのには、法律に定められております罪証隠滅のおそれ等が特に強いと認められるごく少数の事例にとどまるのではないかとこのように考えております。

○千葉景子君 私もこれは少数なりじゃなかったら困るわけでして、第一回公判後も延々と接見禁止が続いているケースがほとんどだということになったら大変なことなわけですから、これはそんなに全部がそういう事情ではないということはおかしくありません。しかし、私一つ思うのは、接見禁止については今おっしゃられたように公訴提起に至るまでとか、第一回公判までという期限が付けられておれば、これは結構でございますけれども、そういうことがない限りは、あとは裁判所でもう接見禁止を解除してよろしいと判断していただく以外には接見禁止を解く手だてといふんです、それがないわけではございません。そういう意味では制度的に若干何か欠陥までとはいひませんが、何か不足しているところがあるのじゃないかという気がいたしますが、その点は何かお考えでございますか。

○最高裁判所長官代理者(吉丸真君) 制度の問題になりますと、私も裁判所から余り申し上げることもないと思ひますが、実際の運用というこ

とを御紹介申し上げます、なるほどこの接見禁止の解除について当事者に申し立て権という権利は訴訟法上ないわけですが、御承知のとおり、被告人、あるいは弁護人から裁判所の職権活動を促すという形で事実上の申し立てがなされ、その都度裁判所が慎重に判断しているというのが実情であろうと考えております。

○千葉景子君 接見禁止というのはだれにも会わせないということで、弁護人は別といたしますけれども、要するに人に会ったりすると罪証隠滅をしたりするおそれがあるから接見は禁止をするという、簡単に言えばそういうことだということふうに思うんですね。

そうすると基本的に、例えば起訴がなされ、しかも第一回公判が始まったところまでいけば、普通は証拠もその公判を進めるといふそれだけの材料はもうそろっている、そういう状況ですからよっぽどまれなことだと思ふんです、それ以上の場合に接見を禁止しなければいけないということ。そうしますと基本的には、起訴後は接見禁止をしないという原則で運用されるべきだろうというふうに思ふんですね。まれなというのとはよっぽど特別な、具体的な事情があるということ運用されるべきだろうというふうに思ふんですが、その点はいかがですか。

○最高裁判所長官代理者(吉丸貞君) 現行の刑事訴訟法では、被告人について裁判所が接見の禁止をすることができるといふ規定がございますので、やはり法の建前上は、起訴後においても接見禁止が事実上はなされ得るといふ趣旨は明らかであらうと思ふます。

ただ実際には、ただいま委員も御指摘になりましたとおり、接見禁止がなされるのは、捜査の期間、あるいは第一回公判期日あたりまでというものが大多数でございます、その後になされます場合は、先ほど申しましたように、罪証隠滅等の点について具体的にそれぞれの事案に応じて判断された上運用されているというふうに考えております。

○千葉景子君 そこで、私は考えるんですけれども、これは先ほど言いましたように、接見禁止についてはそれが解除されるまで不服を申し立てるというような機会がないわけですね。そうしますと、その途中でもう罪証隠滅のおそれなんというのはないのか。これはもう接見禁止を解除すべきだということを判断する機会、客観的にですね、そういうものを設けていくべきだということになると、勾留の更新時点、あるいは例えば必ず接見禁止をつけるときには期限なりをつける、そこでまたさらに判断をするというふうな制度的な保証といえますか、そういうものも必要になってくるのじゃないだろうかというふうに思ふんですね。

最初は確かに罪証隠滅のおそれもある、接見禁止の必要もある。しかしながら、一定の期間がたつうちに証拠もそろい、次第に公判延も進み、接見禁止の意味というものがなくなってくるというケースもあるわけですから、一定の時期ごとにそれをきちんと再審査といえますか、できるような機会を設けるべきではないかというふうに思ふんですが、その辺の制度的な今後検討といえますか、考えられませんか。

○政府委員(岡村泰孝君) 起訴後の勾留につきましては、刑事訴訟法は、当初は二カ月、その後一カ月で更新ができるというふうに規定しているところでございます。

ところで、裁判所が起訴後の勾留、あるいは勾留の更新を行います際に、接見禁止の必要がさらにあるのかどうかという点につきましては十分判断をしておられるところであらうと思ふのでございます。したがって、実務の運用といたしまして、法律的に勾留の更新のごとに接見禁止をさらに新たに出すといえますか、決定するといえますか、というふうなことで果たして必要なのであらうかというふうに思ふわけでございます。

いずれにいたしましても、勾留更新の機会に接見禁止の継続の要否というものを慎重に判断しておられるのが実務でございますし、そういう運用

がなされておるような点その他を考慮合わせますと、制度的に現在の制度を変更すべきかどうかということにつきましては、なお慎重な検討が必要であらうというふうに思っているところであります。

○千葉景子君 なかなか難しい問題点もあらうかと思ひますが、ただこういう一定の期間ごとの判断なしに三年ほどの接見禁止ということになりますと、続いているというふうなケースを聞きますと、これはとても尋常ではないといえますか、普通ではない。その間人に会うことができないという状況では、基本的な人権そのものも侵害するやうな状況になってくるのではないかとこのように思ふわけですね。これは個々具体的な判断というのは裁判所なりがなされているケースですから立ち入るわけにはまいりませんけれども、こういうケースが出てくるというのを考えますと、一定の期間の制限とか、あるいはその都度判断をする、そして客観的な理由を示していただく、そういう機会を制度的に担保する必要も出てくるのじゃないかと考えざるを得ないわけですが、どういふ三年余りにわたるような接見禁止があるというふうな状況を踏まえてはいかがでしようか。

○政府委員(岡村泰孝君) 御指摘の事件の内容につきましては私今承知をしていないわけでございますが、接見禁止の決定をなす場合には、逃亡あるいは罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるときというのが刑事訴訟法の定めております要件でございます。裁判所といたしましては、接見禁止の決定を継続すると申しますか、取り消さないという背景には、やはりこういう事情が認められるからではなからうかと私なりに思ふわけでございまして、一般の事件で、長期にわたって逃亡なり罪証隠滅をする相当な理由があるような事件が多いのかどうか、これはケース・バイ・ケースという問題であるわけでございますが、中にはこういう事情が継続的に認められる事件もあらうかと思ふわけでございます。そういう者につきま

しては接見禁止の継続が長くなくても、それは決して法律の趣旨からはみ出るものではないからうと思ふわけでございます。

ただ、先ほど来から申し上げておりますように、私どもが承知いたしております実務の運用といたしましては、裁判所は勾留更新に当たりましては、その辺のところは慎重にまた適正に検討し判断されているところであるというふうに思っている次第であります。

○千葉景子君 わかりました。ただ、逃亡といつても勾留がなされて収容されているわけですから、接見禁止を解除したから逃亡するというやうなことは通常ほとんど考えられないわけですね。罪証隠滅ということが一番の要件かと思ふんですね。しかし、これも公判も進んで、証拠調べが進んでいる状況の中では、新たに証拠を隠滅するといふやうな可能性というのとはほとんど見られないわけですね、そういうことを適正に運用していただくこと、そしてそれを客観的に判断し、だれもが納得できるようにする機会、こういうものを今後ぜひ検討していただきたいというふうに思ひます。

それでは、時間の関係もありますので次へ移らせていただきますが、同じように誤判を防ぎ、あるいは適正な裁判を進めるといふことのひとつとしてさまざまな制度的な課題があらうかというふうに思ふんですね。その制度的な課題の一つとして、さきにも一度質問させていただきましたけれども、司法試験改革につきましても懇談会の一定の意見がまとまり、そしてそれに基づいて法務省の方で今度一定の提案をなされたということでございます。

まず、その内容について具体的に御説明をいた

○政府委員(根来泰周君) 昨年の春でございましたけれども、法曹基本問題懇談会というのが発足しまして、ことしの三月に法曹基本問題懇談会から御意見をちょうだいしたものでございます。懇談会の御意見の内容はもう既に御承知だと思います

す。いろいろ意見がございますけれども「当面緊急に必要な改革」ということで点数の御提案がございました。その点数の御提案につきまして、この基本問題懇談会の事務当局をいたしてあります人事課が、その意見を基本にしまして司法試験改革試案というのをつくりました。これは誤解のないように申し上げますけれども、法務省の意見というところではございませんで、一応事務案ということで、いわゆるたたき台ということで作成したものでございます。

その内容でございますけれども、これは懇談会の意見に沿ってその改革試案というのを作成したのでございまして、第一点は受験回数制限ということでございまして、司法試験の第二次試験は、連続した三年以内に三回以内の受験を認める。ただし、最終年に筆記試験に合格した者については次の口述試験の受験を認める。司法試験が行われる年の三月三十一日に満二十四歳に達していない者の受験のうち二回は前記の受験とはみなさないというところでございます。

第二点は、大学の推薦制でございます。これは当委員会におきましても先日委員からいろいろ御質疑があり、疑問を呈されたのでございましてけれども、懇談会の意見を基本にいたしまして一応大学の推薦制というのを試案の中に入れております。これは推薦の対象をいたしまして、大学入学後五年以内の者であつて、大学に三年以上を超えざる間在学し、法学部またはこれに相当する組織において法学を履修していた者またはこれを履修した者ということでございます。

それから推薦の基準でございますが、もちろん大学における憲法、民法、刑法の各科目その他の科目、大学が認める科目について成績が優秀であるということでございます。

それから大学ごとの推薦数でございますが、全体で千人、各大学の推薦数の上限は百五十人というところでございまして、大体最終合格者の数を基準にしてそれを比例案分といひますか、そういうことで推薦者の数を決める、その最高限は百五

十人ということでありまして。それから試験科目の減少でございまして、これは教養選択科目というのがございます。それを廃止するというところであります。

それからさらに試験の合格者の増加ということでございます。これは審査委員会が具体的にお決めになるわけでございまして、現在の五百人のところを七百人ぐらいでどうだろうかということでありまして。

そういう一応の案案を作成いたしまして各界に提示して御意見を賜つているところでござい

○千葉景子君 これは事務案とたたき台ということで、法務省の案ということではないというお話でしたけれども、これが基本になって今後の司法試験改革というものが進められていくだろうというふうに思ふんですね。司法試験というのは今後の法曹、裁判官であり、検察官であり、弁護士であり、そういう法曹を養成する一番基本の制度でございまして。そしてまた、こういう試験によって合格した者がこれからの法曹界を担い、適正な裁判、司法の運用、こういうところに携わっていくわけですから、非常に重要な制度だろうというふうに思ふんですね。

ところが、よくわかりませんのは受験回数の制限。この受験回数の制限というのは一体こういう今後の司法養成といひますか、どうかかわり合ひがあるんでしょうか。受験回数なりを制限すること、これまで以上にどんなメリットといひますか、すぐれた点、こういうことが出てくるのでしょうか。この辺の意図はどんなところにあるんですか。

○政府委員(根来泰周君) 再々御説明申し上げておりますけれども、現在の司法試験の現状というのは非常に憂慮すべき状況であると思ひます。また、懇談会においても、その現状について非常に憂慮すべき状況だといふ御指摘があるわけでございまして。繰り返すようでございますけれども、今の合格者の年齢というのは非常に高くなつており

まして、何回も受けないと合格しないような仕組みになっている状況にございます。そういう状況にございまして、大学の優秀な学生が法曹になれないという傾向を生みまして、要するに優秀な人材が民間会社なり公務員なりに流れてしまふという点が最大の問題でございまして。

ところで、そういう問題をどうして解決するかということについてはこの懇談会でもいろいろの御意見があるわけでございまして。これは長期的な問題、それから短期的な問題というふうに分けて意見をいただいておりますけれども、長期的な問題は、これからのいろいろな方々の意見をちょうだいいたしまして、なお検討すべき問題が、大きな問題がたぶんあるわけでございまして、大きな問題がたぶんあるわけでございまして、少くも短期的な問題といひまして何といひますか、少し若返りを図るということが主体であろうと思ひます。要するに、試験を受けやすくするといひますか、そういうことに尽きると思ひます。

そういう発想からいたしまして、この懇談会の意見の中にございまして、全受験者がなるべく平等な条件のもとで受験できるようにすることにより、大学における法学教育を受けた者が、長期にわたつて受験勉強に専念しなければ合格するのが困難となつていふ現状を改めるために、受験者が受験できる回数がある程度の範囲で制限すべきであるといふふうに言われているわけであります。この内容についてはまだ詳細に申し上げなければならぬ点もあるかと思いますが、平等な条件でも、試験を受けるのでありますから、平等な条件で受けてもらうということ、受験回数を制限したらどうだろうかといふ御提案というふうに理解しております。この理解に従ひまして先ほど申し上げた試案を作成したような状況にござい

○千葉景子君 どうもその辺は、何か取つてつけた理由という感じがしないでもないわけですが、試験を受けやすくすることであれば、むしろ回数なんかを制限したら受けにくくなるので、何回か受けたらもう受けられなくなるような

試験なんというのはやめて、最初からじゃほかへ行つた方がよっぽどいい、むしろそうなるんじゃないかという気もするわけですね。

それから優秀な若い人材ということも何が優秀か、本当に法曹としてどういふことが適正なのか、こういうこともそう簡単に判断できるものではない。むしろ受験回数という技術的な問題といひます。試験の内容であるとかあるいは合格者の数であるとか、こういうことに目を向けるべきではないだろうかといふふうに思ふわけですね。何か余り法曹といふことで、若いというのは別にイコールといふわけではありませんが、いろいろな分野で研さんを積んだそういう人材を多く登用するといふようなことも、これは非常にいいことだといふふうに思ひます。どうもこの受験回数の制限というのは、ちょっと目先にとらわれ過ぎた議論ではないだろうかといふふうに思ふんですね。

それから推薦制というの、これも実際に運用するとすると難しい点があるかと思ふんですね。どの範囲に、あるいはどういふ基準でどういふ配分をしていくかといふような、非常に利害関係も絡んだ難しい点があるかと思ふんですが、このあたりはいかがですか。

○政府委員(根来泰周君) まず、最初にお話のありました若い人かといふ言われる問題につきまして、決してそういうことを申し上げていふわけではございません。ただ、現在の試験の結果が、例えば五百人合格しますと二十五歳未満の者が二割に満たないといふような現状からいたしまして、もう少し若い人のシェアといひますか、それを広げた方がいいんじゃないかという意味でございまして、決して年長の方が悪いといふふうな烙印を押しておるわけではございませんし、また再々申し上げておりますけれども、ほかのいろいろな人生経験を経た方が法曹に求められることについては、むしろ歓迎すべきことではございまして、これを否定するということではないと思ひます。したが

は、一応のこれは先ほども申しましたように素案でございまして、いろいろの御意見があるわけでございます。そういう意見をこれからも取り入れまして、もっといい制度があればそれを採用して、最終的な案を決めたいというふうに考えているのであります。

それから、大学の推薦制でありますけれども、これは法曹基本問題懇談会におきましても御意見がございまして、非常に技術的な問題がある。技術的に困難な問題があるというところは、これは否定できないと思います。また先日、関委員からもある御質問がありまして、私は答弁いたしましたけれども、裏返して言えば非常に大きな問題があるわけでございます。

ただ、現状の司法試験の受験者といえますのは、要するに極端に言いますと、大学の勉強というものはそこのけにいたしまして、要するに司法試験の養成コースといえますか、予備校といえますか、そういうところに熱中いたしまして、そこで勉強して受かってくるという例がたくさんある状況にございまして。そういうことになりましたと、大学の法学教育というのとは一体どういうことかというところについて非常に危機感を持っておられる方がございまして。そういう危機感を持っておられる方に対するひとつの回答といえますか、そういうことで大学の推薦制ということをお考えられたのだと私は理解しているものであります。

したがって、この推薦制ということについては非常に大きな問題がございまして、さらに大学の関係者、その他の関係の方といういろいろ意見を交換いたしまして、実現できればそれにこしたことはないというふうな状態にございまして。

○千葉景子君 合格者の増加につきましても、懇談会の意見で増加された方がいいという意見が出ていました。今度の試案というが、たたき台といふことでも合格者の増加を図り、それが七百名くらいがいいんじゃないかということを出していらつしやいますから、これも何か一定の根拠

なり理由、法務省といえますか、たたき台をつくるに当たつての理由なりあるかと思うんですけれども、この七百倍程度というのはどういうことから出てくる数字でしょうか。

○政府委員(根来泰周君) 法曹といえますか、裁判官、検察官、弁護士の数が増えれば社会の要請にこたえられるかということとは非常に難しい問題だと思ひます。

懇談会の御意見では、国民が身近に法曹といふものを置いて、そして身近に気軽に相談できるというふうなことが望ましいということを言われていた状況にございまして。懇談会におきましても、例えば警察とかあるいはいろいろの法律の相談センターとか、それからジャーナリスト、そういう方々の御出席をいただきましていろいろ意見をちょうだいいたしました。そういう意見からいいますと、まだまだ法曹が活躍すべき分野といふのは多いのではないかとこの指摘がございまして、今の五百人の合格といふのは法曹の、そういう数の要請に対して少ないのではないかと御意見がございまして。六百人という御意見もあり、七百人という御意見もあり、千人という御意見もございまして、これは一年の合格者でございましてけれども、しかし今その中で、やはり現実的な選択をする、あるいは当面緊急に必要な改革という観点から数を設定するということになりますと、司法試験の合格者を現行制度のもとにおける修習が可能ない範囲内で合格させるといふ選択をとらざるを得ない状況にございまして。

御承知のように、司法試験で合格しますと司法研修所に迎え入れて二年間修習するのでございまして。二年間については、国から給与といえますか、手当が支給されるのでございまして。その二年間におきましては、各地の裁判所、検察庁、弁護士会にお世話になって実務修習するのでございまして。そういう収容能力という点も考え合わせまして、まあ七百人までぐらいならば今の現行制度を前提にしまして合格者をふやしていただいても大丈夫ではなからうかという判断で、七百人とい

う数を算定した状況にございまして。

○千葉景子君 この司法試験改革につきましては、これがたたき台といふことでもありまして、今後さまざまな議論といふものがあるかと思ひます。そういうものをぜひ踏まえてよりよい改革、それは突き詰めて言えば適正な裁判、司法、こういうものにつながる、そしてそれを担う法曹を養成するという形で、その基本を見据えた上での改革、こういうことで進めていただきたいというふうに思ひます。

ところで、やはり制度上裁判の適正、こういうものを考えるに当たつて気になります問題の一つは、裁判所と法務省、あるいは検察官と言つてもよろしいんじゃないかと、この人事交流の問題があるかと思ひます。私も、これは時々話を伺つたりあるいは意見を聞いてなるほどと思うんですけれども、まずその前提として、最近国民一般の者が国を相手にしてする訴訟、こういうものは増加をしてきているように思ひますけれども、この辺について何か統計的な数字などはございましてでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(泉徳治君) 国民が国を相手に提起する訴訟の統計は持ち合わせておりません。ただ、国が当事者となっております民事及び行政事件訴訟の件数につきましては、裁判所では統計をとっていないのでありますが、法務省の統計がございまして、それに従ひまして申し上げたいと思ひます。

国または国の行政庁が当事者となっております民事及び行政事件の新受件数でございまして、これは全裁判所を通じて昭和四十一年度が千六百九十九件でございまして。昭和四十六年が二千二百四十九件、昭和五十一年が四千五百一十一件、昭和五十六年が四千五百三十三件、昭和六十一年が五千四百三十四件、このようになっております。

○千葉景子君 これはさまざまな内容を含んでいようかと思ひます。事件の内容自体は、しか四十一年から六十一年を比べますとほぼ三倍半、三倍半までいかないでしょうか、かなりの数字をふえていっているという状況が出てくるんじゃないかと思ひます。

ところで、国が訴訟の当事者となるという場合に、国側の代理人をなさる担当といひますか、訟務検事といふふうな普通呼ばれているだろうといふふうな思ひますが、この訟務検事の方、かなりの数が裁判所との人事交流によつて、裁判官出身の方だといふふうにお聞きをしておりますが、このあたりの数字でございまして、資料をいただきまして昭和六十二年、裁判所から法務省へ人事交流で出られた方は三十六名といふような数字はいただいておりますけれども、こういう中で、例えば訟務検事として職務をされている方はどのくらいの数になるんでしょうか。その辺の数字はござい

○政府委員(根来泰周君) ただいま三十六名裁判官から検事へ変わった者のうち約十八名、若干正確ではございせんけれども、十八人が訟務関係の事件を担当している検事でございまして。

○千葉景子君 この数字なんですけれども、前回から、この出向先のポストをぜひ教えてほしいというところをお願いをしておりますが、これはきちつと整理をされたものといふのはございまして、資料の御要求のあることは十分承知しておりますけれども、ちよつと数を、一々人事異動の現況を見まして統計的に検討しないといふかぬものですからおかれていたわけにございまして、委員会でお話があれば後日提出いたします。

○千葉景子君 それは正確な数字、実態等はお知らせをいたしたいというふうに思ひますけれども、さらに、このように裁判官から法務省へ出向されて国側の代理人となるような仕事をされて法務省へ出向かれて刑事事件の捜査あるいは公判などを担当されている方、そういう検事として働いていらつしやる方、この数はどの程度いらつ

がふえていっているという状況が出てくるんじゃないかと思ひます。

七

○政府委員(根来泰周君) これもちょっと正確ではございませんけれども、現在三名だと思っております。

○千葉景子君 これもまた正確なところをお知らせをいただきたいというふうに思っておりますけれども、裁判所から法務省へ、逆に法務省から裁判所の方へ出向されていらっしゃるケースもあるようにございまして、これについては、その人数は六十二年で二十七名ということでお知らせをいただいているわけですが、どんなポストの方が出向されているケースが多いんでしょうか。

○政府委員(根来泰周君) これは二十七人の内訳でございますけれども、本省から十人、それから訟務関係から十三人、これは地方の法務局長も入っていると思っております、十三人でございまして、それから検察庁検事から四人ということで二十七人という統計になっております。これも若干数にそこがあるかも知れませんが、大体そういうところでありまして。

○千葉景子君 大体中心としては訟務あるいは検察、そして裁判官との相互の交流というのが中心になっているように思っております。

この人事交流、これの趣旨という目的、これは裁判所あるいは法務省それぞれに目的、目標とされるところがあるかと思っておりますけれども、それぞれいかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) 一般に人事交流ということで言われておりますけれども、その中身というしましてはさまざまございまして、例えば法務省から、検察官から裁判官に出向がなされる場合でも、もともと裁判官であった者が検察官として一定期間勤務をして裁判官に戻る場合もあり、その逆にまた、もともと検察官であった者が裁判官として来る場合もございまして、さまざまございまして、一般に人事交流と言われているのは、もともと裁判官であった者が検察官として勤務してまた裁判官に戻ってくる、そういういった動きのことを指される場合が多いかと思っております。

その趣旨でございすけれども、やはり裁判官が検察官に出ている場合、一番人数として多いのは訟務の担当者であるかと思っております。そのほか、例えば法務省の民事局を担当する場合もございまして、また法務省の外で国税不服審判所の仕事をする場合、あるいは内閣法制局の仕事をする場合、そういったようなケースもございまして。

裁判所というしましては、法務省あるいは法務省以外のそういったところから法律実務、特に民事実務についての能力のある裁判官の需要がございまして、これを裁判所として出せる場合にはやはり出して、そしてそういった需要を満たすというよりも必要なことであろうと思っております、また裁判所の立場というしましては、裁判官がこういった機会に裁判以外の職務を経験するということも、それなりに意義があることというふうに思っております。そういうことで、今法務省の官房長の方から説明されたような人数の者が出ていっているというふうになるわけではございまして。

○政府委員(根来泰周君) 私どもの立場から申し上げますと、現実的な要請に基づいて裁判所から出向を、出向といいますが転官をお願いしておりますのでございまして。といいますのは、本省におきまして、民事、刑事、あるいは先日お世話になりました裁判所定員法にしましては民事関係の知識を必要とする部門もございまして、そういう現実的な必要に基づいて裁判所から転官をしていただいております。

○千葉景子君 お尋ねしたところですが、もともと今のような御要求というのは、基本的にはみずから例え法務省なら法務省、裁判所なら裁判所で養成をなさる、あるいはそういう研修をなさった後、あるいは法務省の訟務担当の検事であるいは捜査、公判担当の検事という形で仕事をされて、どうもこの間の資料をいただいた中で見ても、三年くらいでまた裁判所に戻られるという客観的といえますか、外部のあるいは裁判を受け

る当事者、そういう者から見ますと、本当にその裁判官が公正に国の立場あるいは検察官の立場、そして被告人なり原告なりの立場、こういうものとの中間で、公正な立場で判断してくれているんだらうか。何か信頼を失う、公正に対する疑惑というものが生まれる土壌があるんじゃないかと思っております。

またそれから、個々の裁判官の方、この個々の方の御自覚というのは、私別に非難するわけではございませんけれども、その間行政機構あるいは検察機構の中で仕事をなさる、そういうことによっても司法の役割と、行政あるいは検察の役割、そういうものの境目というものが非常に自覚が希薄化していき、そういうことを考えますと、この交流というものは非常に慎重にやっていたかなければいけない、こういうふうに思いますけれども、いかがですか。

○政府委員(根来泰周君) 先生の御指摘でございすけれども、若干意見を異にする点を遺憾といたしますが、申し上げるまでもございせんが、法曹三者を志す者は司法試験という統一試験を受けて、それから司法修習生ということで同じかまの飯を食って、その後希望に従って裁判官、検察官、弁護士ということになるわけではございす。その後の身分につきましても、これも申し上げる話ではございせんけれども、裁判所法、検察庁法、弁護士法によれば三者の相互乗り入れというものが予定されて、規定されているわけではございす。

先ほど申しました司法試験改正問題ということになりますと、どこからともなく分離修習とか分離試験という声も聞こえるわけではございすけれども、この点については、大方の御意見は法曹一元の理念に反するものというところで反対の意見が大勢を占めるのでありまして、この意見が今のところ正しい御意見だと思っております。しかし、この裁判官、検察官の交流ということになりますと、やはり反対の意見

が出てくるという点については若干私ども納得いかない点があるわけではございす。

これはもう釈迦に説法でございすけれども、法曹三者というのは、公正な司法の実現という共通の認識の上に立って、その職務を忠実に履行ということを十分認識しているものでありまして、この認識を欠けば、今までの法曹一元という理念のもとに試験を受けて修習を受けてきた者は、その資格がないと言っても過言ではないというふうな私どもは考えるわけではございす。ですから、裁判官であった者あるいは検察官である者も、検察官である者も、あしたから立場を変えれば、その立場に忠実に従ってやるわけでありまして、その前の職がどうであったかということは余り関係がない。むしろ前の職については厳しい目で見ていようというところで、国民の方から合意というふうな印象があると言われる意見もあるわけではございすけれども、こういう点については、私どももそういう点がないということを十分理解をしていただく努力をしなければならぬというふうに考えているところでございす。

○千葉景子君 個々の裁判官なり法曹に携わる者が自覚をし、その公正な司法に携わるといふことは、これは当たり前のことでございまして、それとは別に、裁判というものが国民の目にとつても公正に行われている、この裁判の中で自分も納得した裁判が受けられる、これが一番重要なところじゃないかと思っております。そういう意味では、自分が今裁判を受けている裁判官が、そのちょっと前までは国側の訴訟の代理人をやっておった人だった、あるいは検察庁で捜査、公判を担当する検事の職をやっていたというふうなことになるれば、個々の裁判官の非難を私はするつもりはありませんし、そういうおかしな考え方をもちにならないことはよくわかりまうけれども、国民の目から見れば非常に不安、不信というものも出てくるのは、これはやむを得ないところだと思っております。そういう意味ではぜひ納得のいくような交

流の仕方をしていただきたいと思うんです。

そして、法曹一元という今お話、言葉も出てまいりましたけれども、もっともこういふ交流をなさるんだとすれば幅広い分野、裁判所と法務省の中だけでやるということではなくて、もっと新しい場所に目を向ける、あるいは社会の実態を知った弁護士などから裁判官なども採用できるような運用をもう少し活発化する、こういうようなことも含めて法曹一元というものを考えていたいただきたいというふうに思います。それがひいては司法の適正あるいは民主化、こういうものにつながっていくのではないかとこのように思うんですけれども、これについて最後に法務大臣いかがでしょうか、司法の今後の適正あるいは民主的な運用ということについてのお考えを伺いたいと思います。

○国務大臣(林田修紀夫君) 裁判官は、現在あるいは法務省へ入りましたりまた外国の大使館に勤務をするという場合もありまして、できるだけ広い見識を持つように努力をしております。また、弁護士の方に裁判官になってもらっていることもありますし、またもつとその数をふやしていこうということにもなっております。その場合に、弁護士さんが裁判官になられて、その裁判がどうのこうのというようにことを言われるのは困るのであります、やはり国民はそういう広い見地から裁判官が求められ、そして広い見識を持った裁判官が裁判をするということとを温かい目で見ていただく、これも必要なことかと存じます。要するに法曹は三者で成り立っておりますわけでありまして、三者が互いに自己を磨きながら、また互いにその地位をかえながら維持をしていくということが最も望ましいことと存じますので、今後ともそれを推進してまいりたいと存じます。

○千葉景子君 終わります。

○猪熊重二君 刑事補償法の改正の本論に入る前に、一点別のことですがお伺いしたいと思えます。

御承知のとおり、この四月十九日に大阪高等裁判所が、生野簡易裁判所において罰金八千円で有罪とされた外国人登録証明書不携帯罪について無罪の判決を言い渡したということが新聞報道されております。そこで、この事件の概要、控訴事実の概要を簡単に御説明したいと思えます。

○政府委員(岡村泰孝君) 控訴事実の概要は、被告人は外国人登録証明書の交付を受けている外国人であるが、昭和五十八年五月十二日午後九時二十十分ごろ、大阪市東成区の道路上におきまして外国人登録証明書を携帯していなかったというものであります。

○猪熊重二君 この被告人の年齢だとか職業ないし身分、それから外国人ではあるが日本での居住歴、その辺のことについてはおわかりでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) 生年月日は昭和三十六年六月二十九日生まれでございます。職業と申しますか、本件起訴當時は大学生ということであります。

○猪熊重二君 日本での居住歴等はおわかりでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) そこまでは、今ちょっと判決書を見ておりますが、わかりません。何でしたら後で調査して回答申し上げます。

○猪熊重二君 私の方も質問の通告が簡略過ぎて役所には申しわけないんですが、二審判決では、被告人が日本で生まれ育ったいわゆる定住在日韓国人であるということが、非常に大きな要素として判決の上で考慮されたというふうなことが報道されておりますが、その辺の事実関係はまだ把握しておられないでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) 控訴審の判決によりまして、被告人は、昭和三十六年北海道で韓国人夫婦の長男として出生したという事実が記載されておりますので、そういうことであらうかと思えます。ただ、そういったことが本件無罪の理由になっているとは思えないわけでございます。

○猪熊重二君 今刑事局長がおっしゃられたように、被告人は外国人登録法に基づく外国人登録はして、またその登録法に基づく外国人登録証明書の交付も受けて通常は所持しているという者であった。ところが、たまたま起訴の日時、場所において登録証明書を所持していなかったというところなんですが、被告人が当日その日時、場所登録証明書を所持していなかったいきさつというが、理由についてはおわかりでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) 控訴審の判決によりまして、本件控訴を受けました当時、下宿先から大学に向けて家を出ようとした際に外国人登録証が見当たらず、探してみただけでも発見できなかったもので、授業時間との関係上やむを得ず不携帯のまま午前八時三十分過ぎごろ下宿先の住居を出て大学に赴いた。検挙されました時間は、先ほど述べましたように午後九時二十分ごろと、こういうこととでございます。

○猪熊重二君 一番の生野簡易裁判の判決要旨をいただいて読ませていただくと、結局被告人は当日の何日か前に結婚式があった、そのためにいわゆるふだん着ているふだん着の中に入れてあった外登録証を結婚式に出席するためのいわゆる背広、スーツに着がえた、そのスーツに入れておいた。ところが、結婚式から帰ってきてそのスーツから外登録証を出してふだん着に入れかえるのを忘れていた。学校へ行くときに外登録証がない、どこへいっちゃったんだらうというのを探したけれども、もう早く行かないと、学校というのには関西大学ですが、大学の授業におくれちゃうというので、不本意ながらやむを得ず外登録証はないことを承知ではあったけれども、どこにあったかわからぬというままで出ていったと、こういうふうなことが一審判決には摘示されております。また裁判所が認定されておりますが、いかがですか。

○政府委員(岡村泰孝君) 前日、友人の結婚式のため着用したスーツのポケットに外登録証を入れていたのを失念したということが、被告人の当公判廷における供述であるという趣旨のことが一審判決に記載されているところであります。

○猪熊重二君 私が聞きたいのはこれからの話なんです、一番中心的なことは、このお巡りさんが外登録証を持っているかということのときに忘れたと、持っていないと。そのときに被告人から関西大学の学生であることを証明する学生証と、自動車運転免許証がお巡りさんに提示されたということはいかがですか。

○政府委員(岡村泰孝君) 午後九時二十分ごろに、外国人登録証不携帯の現行犯人として逮捕されたわけでありまして、その後、被告人は最寄りの警察官連絡所に同行されまして、そこで所持品の提出方を求められたので、関西大学の身分証明書と運転免許証などを提出した、こういう事実関係であると認められるのであります。

○猪熊重二君 まず学生証についてお伺いしますと、この学生証には氏名、生年月日、年齢、住所、大学名、学部名、学年、証明書発行年月日、証明書の有効期限等が記載され、さらにそれに写真が貼付されて、大学長の印が押されていたというところはいかがですか。

○政府委員(岡村泰孝君) おおむねそのとおりで、事実が判決に記載されております。

○猪熊重二君 さらに運転免許証にも氏名、生年月日、国籍、住所、交付年月日、有効期間等が記載され、写真が貼付され、公安委員会の印が押してあるというところはいかがですか。

○政府委員(岡村泰孝君) 判決によりましてそういう事実が認められております。

○猪熊重二君 この運転免許証を取得するについて、日本人の場合でしたら住民基本台帳法に基づく住民登録証明書を添付しなければならぬ。しかし、外国人の場合には外登録証を提出しなければ運転免許証はもらえない、交付を受けられない、こういうふうなことが道路交通法施行規則十七条第二項第二号に規定されておりますが、その点は刑事局長もろん御承知だと思えますが、いかがですか。

○政府委員(岡村泰孝君) そのとおりでありまして、要するに住民基本台帳法の適用を受けており

ません外国人につきましては、免許申請に当たりまして、外国人登録証明書、旅券、その他外務省の発行する身分証明書、こういったものを提示することになっております。

○猪熊重二君　そうすると、関西大学の学生証では果たして外国人として登録し、登録証明書があるかないかというところは直接にはわかりませんが、運転免許証があるというところは、この被告人が外国人登録法に基づく外国人登録をし、それに基づき外登証の交付を受け、その証明書によって運転免許証を受けたのだから、この被告人は通常ならば外登証を持っているというところは推認できると思いますが、いかがですか。

○政府委員(岡村泰孝君)　先ほど申し上げましたように、道交法施行規則によりまして「登録証明書等」という、「等」という文字が入っているわけでございます。これをさらに具体的に申し上げますと、先ほど申し上げましたように、外国人登録証明書はもとよりでありまして、旅券とか外務省の発行する身分証明書、あるいは権限のある機関が発行する身分証明書、こういったものを提示することになっているわけでございます。そういう意味から申し上げますと、運転免許証を持っていることイコール外国人登録証を持っていることとまで言えるのかどうか、正確に言えるのかどうかということにつきましては若干問題もあるのではなからうかと思ひます。

○猪熊重二君　それは、今刑事局長が答へになつたとおりなんです。しかし、いわゆる通過する外国人じゃなくて、ずっと生年月日から全部見たときに、旅券を持っていた日本に來ていた外国人であるかないかとか、いわんや外務省の発行する身分証明書を持っている人という人はそういうわけじゃないんだし、権限のある機関が発行する身分を証明する書類なんているものも特別に普通の人が持っているわけじゃないんだから、一般的に推認すれば外登証以外にこういう書類というものは考えられない。

ですから、私が申し上げているのは、一般的に

言へば、お巡りさんにしてもこういう取り締まりをすると同時に、道交法の問題もいろいろやっておられるわけだから、運転免許証を持っている外国人ならば外登証の手続等はきちんとしてやっているだろうというところは一般的には推認されるんじゃないか、こう申し上げているんです。その点は今局長がおっしゃったように、厳密に重箱の隅をほじくればつきりせぬということも私はわからぬじゃないから、それはそれにしておきますが、私が一番問題にしたいのは、この二つの証明書、学生証と運転免許証にはそれぞれ写真が貼付されているんですから、よほど特別のことがない限り、この写真の男が被告人本人であるということとは当然わかるだろうと思ひます。その辺、この持っていたそれぞれの写真が被告人の本人性を特定するために支障があったとかなんとか、その辺のことはおわかりになりますか。これは質問通告もしていないで急に申しわけないんですけれども、いかがでしょう。

○政府委員(岡村泰孝君)　写真によつて本人かどうか確認できたのかどうかということにつきましては、どうもその判決、私一応見たところではありますけれども、その辺は何とも判決は書いてなかったように思ひます。

○猪熊重二君　特別のことがなければこれもお互い、お互いというか、私も推測で申し上げて申しわけないけれども、それぞれの写真が二枚あれば本人であるかどうかくらいはわかるだろうと、これが一般的なことだろうと思ひます。それにもかかわらず、なぜ被告人を現行犯逮捕しなければならなかったかということについてお伺ひしたいんです。

現行犯逮捕の理由としては、外登証不携帯というところで現行犯逮捕したんでしょうけれども、この場合被告人を現行犯逮捕する必要はあったかどうか、その辺のお考えはいかがでしょう。

○政府委員(岡村泰孝君)　本件判決を見ましても、現行犯逮捕が違法であつたというような主張はどうもなされてないようでございますし、そ

の点の判決の記載もないわけでございます。当時の諸般の状況から見まして現行犯逮捕の必要性があつたというふうに考えられるわけであります。

○猪熊重二君　御承知のとおり、現行犯逮捕については刑事訴訟法二百七条で「五百円以下の罰金、拘留又は科料にあたる罪の現行犯」は、現行犯であつても原則的には逮捕できない、こういう規定になっております。それに対して外登証不携帯罪は罰金二十万円ですから、この刑事訴訟法二百七条の除外規定に当たらないことは当然でないんです。しかし、住民基本台帳法に基づく日本人の住民登録に関する届け出をしないことについての罰則はないんです。せいぜい科料五千円以下なんです。それにもかかわらず外国人に対しては、持っていないということについて罰金二十万円以下になっている、ここに刑の不均衡があるから、それで現行犯逮捕が法的には、現行犯法のもとにおいてはやむを得ないということになるんじゃないか、本人の身分も、それから住居もすべてのことが明らかになっているのに現行犯逮捕、しかも不携帯というふうなことだけで現行犯逮捕する必要があるかどうか非常に疑問である、このことを強く申し上げておきたい。

しかも、被告人は逮捕されて、翌日釈放された後に警察に外登証を持っていた、確かに持っていますというところもやっているわけでしょう。被告人が外登証を持って警察へ釈放後すぐに向かいといったという事実はいかがですか。

○政府委員(岡村泰孝君)　判決によりまして、現行犯逮捕されまして、翌日に釈放になりました。その翌日、すなわち検査の翌日に外登証を警察署に持参して警察官に提示したという事実が記載されております。

○猪熊重二君　被告人が、先ほど申し上げたように、いわゆる定住外国人であることは明らかなんです。この定住外国人であることについて一審の生野簡裁でもこういう認定をしていることを御承知だろうと思ひます。ちよつと文章は長

いですが、法務大臣にもよく聞いておいていただきたいに読ませていただきます。

約七五万人ともいわれる定住外国人ことに約六五万人ともいわれる在日韓国人、朝鮮人の多くは日本が朝鮮への植民地化政策をなしたことの結果としてやむをえず来日した人々或はその子孫であると推定できる。そしてこの人々とは本國において半日本人と呼ばれ暖かい眼では見られず、一方日本國に対しては、日本國民と交わぬ寄与、負担をしている面が認められ、その結びつきについても本國よりも強く、生活の本拠もまた日本においていると認められ、日本の住民と認めうる地位にあるものという定住外国人である。これ等の人々と一時的在留者である一般外国人とは明らかにその実態を異にしているものと認められる。

在留外国人の中には、在日韓国人、朝鮮人の一部のように日本名を称し、日本語を話し、日常ほとんど日本國民一般と同様の生活をするばかりでなく、本國よりも我が國に定着しているというべき者があることは公知の事実である。このように、これは生野簡裁の判決中の認定なんです。

ですから、この前の外登法の審議の際にも、日本に來て一年か三年で帰っていくいわゆる外国人と定住外国人は実態が違ふから、法制度についても検討を直す必要があるというふうなことを私も一生懸命申し上げたわけです。判決でもきちんと、これらの定住外国人と一時的在留者である一般外国人とは明らかにその実態を異にしていると、こう言っているわけなんです。

ただ、生野簡裁のこの判決は、これだけ言っておきながら、しかし、在日韓国人、朝鮮人といえども、その各本國の構成員であつて日本國民ではないからしようがないんだというふうなおかしな結論に行つてしまつてゐるんです。

要するに私が申し上げたいのは、このような定住外国人である被告人に対して、しかも身分関係も明確であり、学生証、免許証によつて本人であ

ることも明確であるし、不携帯の理由も過失であるし、逃亡あるいは証拠隠滅というおそれもないし、釈放後直ちに警察にも外証証を持参している。こういうふうな事実関係のもとにおいて、およそ公訴提起の必要性があるかどうか、非常に問題であると思うのです。

それで、法務大臣にこの件に関連してちょっとお伺いしたいのです。

去年九月のこの外登法審議の際に、本院において携帯義務に關し次のような附帯決議がなされております。附帯決議の第二項です。「外国人登録証明書、携帶義務及び提示義務に關する規定の適用については、指導に重点を置くとともに、個人の生活態度、青少年の教育にも配慮し常識的かつ弾力的に行うこと。」このような附帯決議がなされていることを法務大臣は御承知でございましょうか。

○國務大臣(林田修紀夫君) よく承知をしております。

○猪熊重二君 当時の遠藤法務大臣が、この附帯決議の趣旨に沿って閣議で国家公安委員長に対し、携帶義務に關し常識的かつ弾力的に運用してほしい旨を要望したという事実も御承知でございましょうか。

○國務大臣(林田修紀夫君) 承知をしておりまして、現在そういう附帯決議の内容に沿ってやっております次第でございします。

○猪熊重二君 私は、この附帯決議の趣旨等から考えれば、今回の被告人を逮捕する必要もないし、公訴提起する必要もないんじゃないかならうかと、私は私なりに考えております。しかし、新聞報道によると、検察庁はこの大阪高裁の無罪判決に対して上告するというふうなことを決めたようなことが報道されていますが、上告の有無についてはもう決定されたんでしょうか、いかがですか。

○政府委員(岡村泰孝君) 御指摘のような新聞報道があったことは私も承知しておりますが、現在この事件につきましては、上告するか否かを検討

いたしておる段階であります。

○猪熊重二君 この場所でお告するしないということの意見表明はできないんでしょうけれども、私としては今申し上げたようなすべての状況から考えたら、上告は不適切だし、上告の理由も非常に認めがたいと思いますが、いずれにせよ結論は、今こゝではまだおっしゃっていただくわけにはいきませんでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) 先ほど申し上げましたように、現在検察におきまして検討中の段階でありますので、ここで結論を申し上げることはできないわけでありまして。

○猪熊重二君 先ほど法務大臣から附帯決議の趣旨に關しての御発言もあつたんですが、法務大臣としては、去年の外登法審議の際に直接審議に立ち会つておられませんでしたので、この不携帯罪に關しての取り締まりや処罰に關する今後の運用に關して、もう一度所見をお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(林田修紀夫君) 今まで先生の御説を拝聴しておりましたが、まことにごもっともであると存じておるところでございします。

この事件は、昭和五十八年の今から五年前の事件でありまして、その当時はまだ、この外登法改正が出ていないときでありましたので、こういう問題が起つたのだらうと存じます。今、刑事局長が答弁いたしましたように、検察の方におきましていかにするかというのを検討中でございまして、諸般の情勢も考へて検察がやるものと存じております。

○猪熊重二君 この不携帯罪のことについては以上でございします。どうもありがとうございました。

法案に關して時間のある間お伺いしたいと思ひます。まず私は、今回の法案に關して拘禁補償に關してお伺いしますが、拘禁補償の上限額を上げられること自体は非常に結構なことだと思つておるんです。ただ、上げ幅の問題で非常に不満があるわ

けなんです。

そこで伺ひますが、このいただいた資料によると、今回の拘禁補償の上限額の策定に關しては、昭和二十五年に對する昭和六十三年の賃金の上昇率、物価指数の上昇率、これを足して二で割つた平均指数によつて従前の額に比べて増額した、こういうことになつてゐるようでありまして。賃金の上昇率、正確に申し上げれば三十九・五四倍、約四十倍です。賃金が四十倍になつたといふことで四十倍に上げる。これなら私はすんとわか

るんですが、この賃金の方は四十倍に上がったけれども、物価指数は七倍しか上がつていない。だから、賃金の四十倍と、これは概數で全部申し上げておりますけれども、物価の七倍と足して二で割つて二十三倍、どうしてこういうことが出てくるんだらうか、この点に關してお伺ひしたいんです。

まず、物価指数七倍をこへ持つてこれらといふんですが、この物価指数、昭和二十五年に比べて七倍上がったんだという、この物価指数が對象として把握してゐる物価といふのは一体何なんだろう。これが例へば現在における一般國民の生計支出の中において、この物価指数が七倍だといふことによる對象の物資が生計支出全体の中にどんなふうに出てゐるのか、その辺は調査され

たんでしようか。

○最高裁判所長官代理者(吉丸眞君) ここにございします物価の上昇率といふことにつきましては、総務庁の消費者物価指数月報による全國消費者物価指數の総合といふものの數値によつてございします。この數値は、食料、住居、光熱、水道、家具、家事用品、被服及び履物、保健医療、交通通信、教育、教養娯樂、諸雜費などを総合的に考慮して定められるものでございします。やや具體的に申しますと、ただいま申しましたような各費目が生計費の中に占めるウェイトを考慮いたしまして算出されたものでございします。

支出を包含してゐるようにとれますが、そのように伺つてよろしいわけですか。

○最高裁判所長官代理者(吉丸眞君) そのように理解いたしております。

○猪熊重二君 そうすると、現在そういう趣旨の全支出が昭和二十五年當時に比べて七倍程度であるといふことは、もう我々國民の實感とは全くずれてゐる。要するに、今最高裁判所局長がおつしやられたけれども、賃金の方は四十倍になつた。しかし消費支出の方は七倍にすぎない。そういうことになる、國民の生活は終戦直後といふか、昭和二十五年當時に比べて六倍も向上してゐるということになるわけですが、賃金との比較からいけば、到底そんなふうには思へませんけれども、その基準のとり方には間違ひはないのですか。

○最高裁判所長官代理者(吉丸眞君) この物価の上昇あるいは變動といふことを考えます場合には、一般に先ほど申しました全國消費者物価指數といふものがとられてゐるわけにございまして、私どももいたしましては、この數字が今最も權威のあるものといふふうな考へてゐる次第でございします。

○猪熊重二君 仮にそういうこととした場合にも、なぜその賃金と物価のそれぞれの指數を足して二で割つたものが補償金額の上限として妥当なんだといふことになるわけでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) 刑事補償法の趣旨といひまして、損害の全額を補償するとかあるいは賃金の全額を補償するといふことではないのでございまして、これまでも申し上げておりますように、簡易な手続で迅速に補償をする、それは標準的な金額の範囲内で相當な補償を行うといふのが、その趣旨であるわけにございします。相當な補償といふためにはどの程度の金額であればよいのかといふことは、やはり公平の觀念その他から判斷して出てくることになつてゐるものであります。これまで七回にわたつて引き上げのための改正が行われておるわけにございしますが、この際にはいづれも經濟事情を考慮いたしてゐる

ところでございます。さらにそれを具体的に申し上げますと、賃金の上昇と物価の上昇というものを総合的に勘案するというところでこれまでやってきておるわけでございます。今回も、基本的にはそれと同じような考え方方で引上額を算定いたしましたところでありまして、先ほど来から申し上げましたような刑事補償法の性格その他から見まして、賃金と物価の兩者を勘案するということはそれなりの合理性もあり、相当なことであるというふうに思っているところであります。

○猪熊重二君 結局、これは基本的な考え方が違うから、両方言っていることが合わないんです。刑事局長は、相当な補償が刑事補償の補償なんだという、こういう前提に立たれるから、その相当な補償についての相当額の算定については、平均賃金と物価とこういうものを考慮するんだ、これが制定後七回の上昇のときにずっとそうやってきていたんだ、今回もそうなんだと。私はそういう考え方ではなくして、刑事補償は一口に言えば完全補償、全額補償するべきである、こういう前提に立っておるものだから。

そうすると、法制定時の政府委員の答弁にありましたように、要するに平均日額、ここで言えば平均賃金から拘束による生活費を控除してそれに慰謝料を加える。またもとところへ戻つての平均賃金、日当と、こうなるというぐらゐに考えて、平均賃金そのもの、日当そのものが、それでも完全な補償じゃないかもしれないけれども、補償という額に相当するだろうと私は考えるので、いろいろ申し上げているので、これはお互いの意見の食い違いでしょうがありません。

次にお伺いしたいのは、上限を今回はお上げになる、上げ幅は少ないけれども上げていただく、こういうことになったわけですね。下限の方については昭和五十二年以降千円に据え置かれたまま、今回も千円に据え置いておるということで、この件に関して伺います。

まず、法制定時に、昭和二十五年に上限、当時の日当四百円というのを一応策定して、下限を二

百円、二分の一としたことについては何か理由があったんでしょうか。

○政府委員(岡村素孝君) 何分古いことでございますので、つまびらかにいたしがたい点もあるわけでございます。ただ、その当時の国会の審議の状況などを見ても、旧刑事補償法のもとにおきましては補償金額が一日五円以内ということになっていたのであります。この五円では昭和二十五年ではもう到底低い、これは上げなければならぬというところであったわけでございます。その際に、上限の四百円につきましては賃金とか物価あるいは証人の日当の額、こういうものをいろいろ考慮をいたしまして、この程度であれば、一応相当な補償であるというところで上限が決められたようないきさつにあると思うのであります。

そのときに下限を二百円とした点につきましても、やはり上限が四百円であれば下限はこの程度だろうというように一つの常識的判断と申しますか、そういうものによって決められた金額であるように思われるのであります。具体的に計数上こうなるというほど詰めた数字ではないと思われま。

○猪熊重二君 先ほど来刑事局長がおっしゃっておられるように、刑事補償を定額化に、なるべく定額化に近いようにして迅速に処理する、こういうためには、上限と下限を決め、しかもその下限を上限の半分とするというふうなことも一つの妥当な考え方だろうと思ふんです。そのような趣旨において、なるべく迅速に定型化して補償しようというところで上限を一本だけ決める、これが一番よろしいんですけれども、迅速に処理できますから。しかし、それだけでは具体的場合に、何がしの問題もあるかもしれないことでの半額が下限というふうにしたように思われるんですが、この半額、二分の一にしたというところについて、なるべく定額化し、なるべく迅速に処理しようという刑事補償の目的から、そのようなことが策定されたというふうなことは考えられませんか。

○政府委員(岡村素孝君) なるべく簡易迅速に補償しようという趣旨は、やはり上限の方に主として向けられるのではなからうかと思うのであります。して、上限の範囲内で裁判所が金額を現実に決定する際に、下限はどの辺でいいかということの一つの目安、基準と申しますか、これが下限ではなからうかと思っております。

○猪熊重二君 いずれにせよ、それじゃ今回も下限を千円にした、下限の千円をそのまま残しておくとということについては、何か合理的な理由があるんでしょうか。

要するに私が言いたいのは、裁判所の認定する幅というものが大きければ大きいほど、裁判所はどの範囲に落ちつけようかというふうに苦勞があらって迅速化が阻害される。少しでも幅が少なれば考える幅が少ないから早いと思うんですが、今回下限を上げずに千円としたことについての何らかの理由はあるんでしょうか。

○政府委員(岡村素孝君) 刑事補償法が制定以来裁判所におきまして、その運用が行われてきているところでございます。その運用の状況を見てみますと、無罪になりました者の中には、積極的身がわり犯人であると申し出て身柄を拘束されたような場合もあるわけでございます。こういった場合に、刑事補償法の三條で、その全部または一部を補償しないことができる規定されておるわけでございます。そこまで明確ではないにいたしても、これに類するような事案もあるわけでございます。またあるいは、放火なり殺人という凶悪な犯罪を犯した事実自体は動かしたいけれども、精神分裂その他によりまして心神喪失のために責任を問えないで無罪になるという事例もあるわけでございます。

こういった事例につきまして、余り手厚くと申しますか多くの補償を行うのはいかがなものであらうかという国民感情上の問題もあるわけでございます。そういった点も恐らく裁判所として運用されるに当たって考慮はしておられるものと思われのであります。現実の運用をいたしまして、も下限の千円あるいはそれに近い金額で補償され

ている事例もあるところでございます。そういった運用の実情その他を考慮いたしますと、下限の千円をそのままに据え置くのが相当であるという考えで、今回は下限を引き上げなかったところでありま。

○猪熊重二君 今の補償法三條の、全部もしくは一部を補償しない場合のことは私も理解できるんです。みずから招いた拘禁というふうな場合に、それに対する補償をしない、一部しないということ、これはよろしいんですが、今局長がおっしゃった中で、心神喪失による無罪というふうなものについて補償金額を定額にする。例えば今の一番下の千円にする、こういうふうなお考えはいかがなものだろうか、こう考えるんです。

というのは、心神喪失の無罪も無罪であることには変わりないんです。心神喪失で無罪と、正当防衛の無罪と、何にもやらない無罪と、無罪に区分けがあるわけじゃありません。要するに、今局長がおっしゃったように、理非弁別の能力が全くない人間には刑罰を科しても刑罰の目的が達せられませんか、だから無罪になっているのであつて、要するに無罪に差はない。このことは国際人権規約B規約十四條六項にも、みずから招いたような場合の拘禁補償はしなくてもいいというふうな趣旨は規定されているけれども、責任能力による無罪の場合は額が少なくていいとか、そんなようなことは人権規約B規約にも全然ありません。ですから、そのような考えに基づく運用というのは不適切だと思ひますが、吉丸刑事局長、いかがでございますでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(吉丸昌彦君) 御承知のとおり、拘禁補償の金額、特に日額を決定いたしますにつきましては、刑事補償法四條二項に規定がございまして、裁判所は、これらここに規定されておりますようないろいろな事情を総合的に考慮して補償金の額を決めているわけでございます。実際にどの程度のところで支給されているかというところを具体的に申しますと、昭和五十七年から六十一年度の間の、現行の補償日額の規定の適

用を受けた事件が百七十一例ございます。上限の七千二百円を含めまして六千円を超える金額を支払った例が六十九例、四〇%でございます。そして、六千円以下三千五百円を超える金額を支払った例が七十八例、四六%でございます。そして、三千五百円以下の金額を支払った例、これは下限の千円を支払った例も含みますが、それが二十四例、一四%でございます。

そういうことで、現実の運用といたしましてかなり高いところで決定されているという実情はあるわけでございます。ただ、中にやはり下限の千円を支払った例というのが四例ございまして、これは個々具体的な事例の中で、先ほど申しましたようないろいろな事情を考慮して、この程度が相当だということで決定されたものというふうに考えられるわけでございます。確かにおっしゃるとおり無罪に相違がないといえれば相違はないわけでございますが、例えば責任無能力の場合の無罪、しかもこれが非常に大きな被害を及ぼしているというような場合につきましては、いわばそれに対する国民の感情と申しますか、社会的なりアクションというようなものもございまして、そのあたりも考慮して判断されているものというふうに考えております。

○猪熊重二君 この心神喪失による無罪に関連して一言だけ申し上げておけば、本来警察で捜査し、検察庁で捜査したその段階で心神喪失が判明していれば身体拘束はなかったんです。これを全部警察、検察庁の責任だと申し上げるわけじゃありませんけれども、やはりそれを関連して心神喪失、無罪であるべきものを拘禁して、公訴提起して裁判所まで持ってきたというのには、やはりいえば国の手落ちだろうと私は思うんです。そういう意味において、心神喪失による無罪だから少なくていいんだというのじゃなくて、やはり心神喪失による無罪も同じ無罪として考えるべきであらうと、私としては考えます。

それから時間がありませんので、今吉丸刑事局長がおっしゃられたように、裁判所の刑事補償の

実際においては、相当上限に近いところが補償されているということには、私もいただいた資料をいろいろやってみまして、そのとおりだと思うんです。

昭和五十三年から六十一年までの九年間の統計的なことをとってみましても、特に近時二、三年においては上限の八〇%から九〇%近い金額が補償されており、再審無罪の場合には五十八年から六十一年まで上限そのものの一〇〇%の補償がされている。このことは私に言わせると、裁判所も非常に努力されて上限に近い金額をやっている。言え、もっと上限を上げればやはり裁判所も上限の補償をしてくれるんじゃないかという意識味において、法務省として上限をもう少し考えていただいて、無罪による拘禁者に対する補償がより一歩でも完全に近づくことになるだろうと思うんです。

最後の質問としてこれだけのことを申し上げておきたいんです。

このような無罪による拘禁補償を請求された方が、そして認容された方が昭和五十三年から六十年まで、私がいただいた統計によると四百三十一人いるんです。同じ期間に国家賠償を請求された方が四百六十六人おられます。ということは、刑事補償の補償決定を受けた人四百三十一人に対し、国家賠償を請求した人は一割以上いるわけなんです。この四百六十六人の国家賠償を請求された方のうち認容されたのはわずかに二件しかないんです。まだ審理中のものが十三件ありますけれども、この十三件がどうなるかわかりませんが、少なくとも四十六件請求して、請求が認容されたものは二件しかない。

こういうことになる、無罪による拘禁補償を請求した四百三十一人に比べると、四百三十一人の人が無罪にもかかわらず拘禁され、刑事補償は受けたけれども、国家賠償の方は認められなかった、今の段階じゃ二人しかない、こういうこと

になる。国家賠償のこのような運用に関して、裁判所及び法務省として何か御意見があれば言っていた方がいいと思います。

○最高裁判所長官代理者(吉丸貞君) 請求が認容されなかった理由の多くは、公務員の故意過失が認められなかったことによるのではないかとと思われるわけでございます。この故意過失に関する認定ということになりますと、個々具体的な事案にかかわることでございますし、また現在裁判所に多数の係属中の事件もあることとございまして、私どもの立場からこれについて意見を述べることは差し控えていただきたいと思います。

○政府委員(岡村泰孝君) 裁判所が個々の事件について適正に判断されているところであると思うのでありまして、その数字から見まして裁判がどうかということは、私からも申し上げにくいところでありまして。

○猪熊重二君 最後に法務大臣に一言だけ御意見というが、御感想で結構なんです。

先ほどから申し上げておりますように無罪で拘禁された、こういうことで刑事補償を請求された方が四百三十一人もいるんです。この方々が十分に完全でない、刑事局長のおっしゃる相当な補償をもらっているわけなんです。無罪なんです。それにもかかわらず、国に故意過失があれば国家賠償でいってそつちで満額もらえ満額もらえと、こりおっしゃっているけれども、四百三十一人のうち満額になったかならないか知りませんけれども、国家賠償で認められたのが二名しかないというのに関連して、国家賠償制度をどういうふうにか考えるか、国家賠償の方でどうもいろんな観点からだめだとすれば、刑事補償の方はせめて完全補償という方向へいくかという、この辺のことについての御感想で結構でございます。それをお伺いして質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(林田修三君) 国家賠償と申しますのは、国家の方に故意とか過失があったという場合に初めて認められるものと存するわけです。刑事補償は簡易迅速に相当な補償をいたしましてよう

と、こういう制度でありまして、やはり刑事補償を充実していくということがいいだろうと存じます。しかし、刑事補償の中でも無罪にならなるとも、例えば代理で出頭をしてきて無罪になったとか、あるいはまた心神の喪失で無罪になった。心神喪失の場合には、これは無罪はしかるべきでありますけれども、しかし社会的には相当損害を与えておるというものでありまして、その辺はやはり国民として見れば考えなければならぬ点であらうと存じます。そういうことで、何にいたしましても刑事補償を相当の額というところで決めていくのが最もいいんじゃないか、かように存ずるところでございます。

○委員長(三木忠雄君) 午前の審査はこの程度にとどめ、午後一時三十分再開することとし、休憩いたします。

午後一時三十分再開

午後一時三十分再開
○委員長(三木忠雄君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、刑事補償法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

○橋本敦君 法案そのものの質問に入るに先立ちまして、一般調査案件に属することになります。質疑のある方は順次御発言願います。

それは、我が党の緒方国際部長宅に対する警察官の盗聴事件が重大な問題になったことは、これは言うまでもありませんが、検察官の不起訴処分に関連をいたしまして、昨日東京第一検察審査会が議決をいたしまして、不起訴不当という結論を出したわけであります。この問題は非常に重大な問題でありますので、まずこの問題からお伺いしたいと思うわけであります。

その前提として、最初に裁判所にお伺いをいたしますが、東京第一検察審査会の昨日の議決は概

要約してどういふ言つておりますか、まず御説明いただけますか。

○最高裁判所長官代理者(吉丸眞君) まず議決の趣旨でございますが、被疑者林、同久保、同田北に対する電気通信事業法違反の点についての不起訴処分はいずれも不当である、同被疑者らに対するその他の被疑事実についての不起訴処分はいずれも相当である、その余の警察官についての不起訴処分はいずれも相当であるということでございます。

その議決の理由として、第一に電気通信事業法違反、これは通信の秘密侵害の事件でございますが、この事件につきましては、被疑者林、同久保は、緒方方の電話を盗聴しようとして、他の警察官と共に謀の上、昭和六十一年十月中旬から下旬にかけて数回にわたり、メゾン玉川学園二〇六号室において緒方方の電話による通信内容を盗聴しようとしたものと認められる。そして、その犯情等を考えると、検察官が兩名を起訴猶予にしたことは納得できないので、兩名の電気通信事業法違反についての不起訴処分は不当であるというものでございます。

次に、被疑者田北は、みずから盗聴を実行した形跡は認められないけれども、盗聴を実行する者のために盗聴場所の確保を担当した疑いが濃い。この点の共犯関係の成否についてはさらに捜査を尽くしてほしいと考えるので、同人についての不起訴処分は不当であるというものでございます。

その余の警察官につきましては、本件盗聴は警察官らによる組織的な犯行と推測されるので、先ほどの被疑者林、同久保のほかにも警察官が加わっていたというふうに考えられるけれども、右兩名を除いては、この犯行に加わった警察官を検察官の捜査によつても割り出すことができなかったもので、今後さらに捜査を続けても、この点を割り出すことは難しいのではないかとと思われる。そのような意味で、これらの警察官に対する不起訴処分はやむを得ないというものでございます。

次に、有線電気通信法違反、これは有線電気通信の妨害の事件でございますが、これにつきましては、本件盗聴のための工作は緒方方の電話による通話を盗聴するためのものであつて、神奈川県警察官らによる犯行であると推測されるけれども、しかしそれがそれをやったかというのを割り出すことはできなかった。今後さらに捜査をしても犯人を割り出すことは難しいと考えられるので、この事件についての不起訴処分はやむを得ないというものでございます。

最後に、公務員職務乱用の点でございますが、これにつきましては、本件について公務員職務乱用罪が成立するかどうかは刑法の解釈の問題である。いろいろ考えたけれども、この点に関する検察官の判断を誤りであると言ふこともできないので、不起訴処分は相当であると判断した。

以上のとおりでございます。

○橋本敦君 最後の職務乱用罪の成否については、今東京地裁、さらにその決定に対する抗告というところで議論が続けられておるわけですが、この議決について注目すべきところは、職務乱用罪が頭から成立しないものは、この審査会としてはそうは必ずしも考えていないのであつて、職務乱用罪が成立するという申立人側と、法律上これは成立しないという検察官の意見、そのどちらを正しいとするか判断に苦しみどころであると、こう書いていますね。したがつて、そういう意味では職務乱用罪の成立の余地について、気持ちの上では検討はなされる必要があるという、そういうことも踏まえておるといふことがわかれると思ふんですが、いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(吉丸眞君) 内容が検審の議決でございますので、私もはいわばその検審の事務方を預かるという立場でございます。そういう立場から、この検審の議決の内容についてコメントをすることは差し控えていただきたいと思います。

○橋本敦君 だから、職務乱用罪が成立しないと判断したその結論はありますが、その過程で、私が言ったようにどちらが正しいかの判断は苦しむところであるという趣旨の理由づけがなされている、その事実は間違ひありません。

○最高裁判所長官代理者(吉丸眞君) そのような文章があることは間違ひございません。

○橋本敦君 さてそこで、この検察審査会制度といふのはどういふ基本理念に基づいて戦後法制度の中で設けられるようになったのか、その基本理念、それからこのような議決がなされた、その議決の拘束力はどういふものとして考えているのか、その点御説明いただきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(吉丸眞君) 検察審査会制度は、検察官の公訴権の実行に關し民意を反映させて、その適正を図るというを目的とする制度でございます。くじによつて国民から選ばれた十一人の人々によつて構成される合議体である検察審査会が、検察官の公訴の提起をしない処分、その審査及び検察事務の改善に關する建議または勧告を行うこととされております。検察審査会が審査の結果議決をした場合には、議決書の謄本を検事正に送ることとなりますが、送付を受けた検事正は、法第四十一条によりまして議決を参考にし、公訴を提起すべきものと料考するときは起訴の手續をしなければならぬというふうに定められております。この法の趣旨から申しますと、検事正は検察審査会が不起訴不当、起訴相当の議決をした場合にも、これに拘束されることはないというふうに解されるわけでございます。

○橋本敦君 法律上拘束されることはないといふのは私も承知しておるわけです。この制度本来の趣旨から見て、検察側の処分に対して十分再考を促すという立場での制度構造ですから、拘束力がないという理由で検事正つまり検察当局は、この議決について十分な考慮を払わなくてよいといふのではなくて、十分な考慮を払うといふことは、これは法的拘束力とは別に制度的に要請されている重要な課題ではありませんか。

○最高裁判所長官代理者(吉丸眞君) 検事正が、この議決に対して十分な配慮をして起訴の手續をするかどうかを決めるということは、法律の期待しているところではないかと考えます。

○橋本敦君 まさに法律が、そのように期待するゆえんものは、検察官の処分という国家権力の専横的な事項について、司法全体の民主的な立場から国民の側、つまり市民の側からの意見の反映ということによつて司法の妥当性、公正性を民主的な国民レベルでも担保しようといふ大事な制度ですから、そういう意味では検察審査会制度といふのは、我が国司法全体の民主的な体制を守る上で極めて大事な制度であるという、そのことの認識は、私はこれは共通して大事だと思ふんです。法務大臣、その点の認識は私は共通だと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(林田修紀夫君) 検察当局におきましては、この検察審査会の議決を受けて該当事件を再起して、改めてその処分を検討することとなるものと承知をしておりまして、その上で適切な処理がなされるものと存じております。

○橋本敦君 今大臣がおっしゃつた議決を受けて再起をする、つまり捜査のレビューをするといふことは、まさに、今私が指摘した検察制度の民主的理念に沿う当然の要請に基づくことだと、そのことを確認したわけですが、それはそれとして、最高裁にもう一点お伺ひします。

○最高裁判所長官代理者(吉丸眞君) 最近三年間の状況について御報告いたします。

昭和六十一年におきましては、起訴相当、不起訴不当の議決が五十八件ございました。そのうち十三件につきまして起訴されております。また四十四件につきまして不起訴が維持されております。残りの一件が未処理ということになりました。次に、昭和六十一年におきましては、起訴相当、不

起訴不当、起訴相当、不起訴不当の議決が五十八件ございました。そのうち十三件につきまして起訴されております。また四十四件につきまして不起訴が維持されております。残りの一件が未処理ということになりました。次に、昭和六十一年におきましては、起訴相当、不

起訴不当、起訴相当、不起訴不当の議決が五十八件ございました。そのうち十三件につきまして起訴されております。また四十四件につきまして不起訴が維持されております。残りの一件が未処理ということになりました。次に、昭和六十一年におきましては、起訴相当、不

起訴不当の議決がされた件数が四十四件でございます。そのうち十一件について起訴がなされております。二十二件について起訴が維持され、残りの十一件は未処理という状況でございます。それから昭和六十二年には、起訴相当、不起訴不当の議決が九十五件ございました。そのうち二件について起訴がされ、九件について起訴が維持されております。残りの八十四件は未処理という状況でございます。

○橋本敦君 検察審査会にかかる全案件の中で、起訴相当もしくは不起訴不当という議決が出る率というのは平均してどのくらいですか。

○最高裁判所長官代理者(吉丸眞吾) 検察審査会法施行以来の全部の数字について申し上げますが、既済の事件が全部で七万五千二十四件でございます。そのうち起訴相当、不起訴不当の議決があったものが五千三百三十件でございます。不起訴相当の議決があったものが五万六千八百二十七件、その他が一万三千六十件、このような数字になっております。パーセントで申しますと、起訴相当、不起訴不当の議決があったのは全体の六・八％というふうになります。

○橋本敦君 ですから一つは、こういう検審の起訴相当、不起訴不当という議決が出るのは非常に少ないケースであるということがわかれる。しかし、その少ないケースではあるけれども、検審が慎重に考えてそういう議決をしたということになりますと、今度は、先ほど三年間の例でお話いただきましたように、起訴されるケース、これは六十二年は九十五件中二件ですが、いまだ八十四件が未処理、処理中ですから、この二という数字は直接に参考になりませんが、六十年は五十八件中十三件が起訴された、六十一年は四十四件中十一件が起訴された。こういうことですから、当初の検察官の不起訴処分を是正して、国民の世論やあるいは国民的視野にこたえるという方向で、検察当局も検審の結果を誠実に受けとめている状況もここにはあらわれていると、この数字では見られるわけですね。

第三部 法務委員会会議録第四号 昭和六十三年四月二十八日【参議院】

そこで、今度の件につきましても、この議決を受けてどうなるかということがこれからの課題になるわけですが、まず前提としては、この検察審査会制度の趣旨、理念、これをしっかり踏まえて、この議決を誠実に受けとめて対処をするという基本的な態度としてもらいたい、こう思うんですが、刑事局長いかがでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) 検察といたしましては、そういう方針で本件に対処するものと思っております。

○橋本敦君 現に東京地検の山口次席検事も昨日はこれを受けて、事件を再考し、そして必要な範囲で捜査もさらにを行うということを言明されておるようでありますが、間違いないでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) 東京地検次席検事の発言につきましては、私承知いたしておらないところでございますが、要するに東京地検といたしましては、検察審査会法四十一条の趣旨に従いまして、本件につきましても再検討を行うものと思っております。

○橋本敦君 今おっしゃった再検討というのは、具体的に今までの経過を再検討すると同時に、必要な範囲で捜査を再行する、そしてまた再捜査をするということも当然含まれていくというように考えてよろしいわけですね。

○政府委員(岡村泰孝君) 再捜査の要否を含めて検討するということであると思っております。

○橋本敦君 そこで、再捜査の必要が極めて高い事案だということを私は強調したいわけでありまして、そのためには何といつてもまず、この事件の重大性を改めて認識をしていく必要があると思っております。

この件につきましても、今問題になっております検察審査会の議決自体が明確に事件の重大性を次のように言っております。

証拠によると、この犯行は、神奈川県警の警察官らが組織的に行っていたものと推測される。犯罪の取り締まり、国民の権利の保護に当た

るべき警察官らが、あえて法律を破って国民の通信の秘密を侵すような犯罪を組織的に行ったという点で、事件は重大であり、社会に与えたショックも大きかった。

このように、警察に対する国民の信頼を裏切り、これらの犯行に加わった警察官らの責任は重いといわなければならない。

こう言っております。これは私は、国民の立場から、市民の立場からそしてまた憲法を守るといふ立場から見ても、この議決の趣旨は極めて当然だと、こう思うわけでありまして、大臣はこの議決の趣旨についていかがお考えでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) ただいま御指摘のありましたような趣旨の議決がなされたことは事実でございます。

検察といたしまして、こういった議決の趣旨を参考にして今後処分の方針を再検討をするのでございまして、今の段階で検察はどう考えておるかということはやや申し上げにくいところであります。

○橋本敦君 この議決の趣旨を参考にして今後再考していくということですから、それは当然のことでしょう。

言うまでもありませんけれども、公務員一般は憲法を擁護する義務がある。とりわけ警察官は警察法の基本原則に基づいて法そのものの規定で政治的中立を保持しなければならないと決まっております。これは大臣もよく御承知のとおりであります。そういう警察官が政党の幹部の宅に対する盗聴行為をやるということは、憲法で保障された政治活動に対する国家権力の不法な侵害であると同時に、警察法に示された警察官のみずから政治的中立を侵すという、そういう重大な疑惑のある重大な事件だということの認識は、大臣も変わりないと思っておりますが、いかがですか。

○国務大臣(林田修三君) そのとおりでございます。

○橋本敦君 したがって、そういった趣旨に沿って検審の議決の趣旨は、私は極めて正しいものだとい

いうように思うわけでありまして。

そこで、この議決について、さらに内容にかかわって伺いたいと思いますが、一つは検察官が、問題となった神奈川県警の林敦二巡査、久保利利巡査部長、それから田北紀元警部補、これを不起訴にした理由の一つに、この盗聴事件が未遂であるというように認めたことを不起訴にした情状の一つにしていたわけでありまして、この検察審査会の議決は、その点については本件の盗聴は未遂とは認めていなかった、認めなかったことが明白であります。盗聴を未遂と認めているようにあるが、検察庁は不起訴理由として「盗聴が相当長期にわたり、現場に消去した録音テープが残されていたことから見て、常識的に盗聴が成功したと見る方が自然であり、少なくとも、盗聴が未遂だから実害がないという理由で本件の情状を軽く見ることはできないのではなからうか。」というふうな言っておりますが、これは私は、まさに健全かつ常識的な市民の立場から見た本件に対する鋭い見方だと思っております。

この件が未遂とは言えない、既遂であったと推認されるということは職権乱用に関する付審判請求で東京地裁決定が出ておるわけですが、この東京地裁決定でも、これは未遂ではなくて「前記のとおり使用後消去された形跡のある録音テープが存在していたことなどからみても、具体的日時を特定することはできないが、警察官において盗聴に成功したものと推認することも十分に可能である」と判示しているわけでありまして。

だから、すべての記録、証拠に照らして裁判所がこういう判断をし、検察審査会が重ねて本件は未遂だったとは言えないということを今指摘したように指摘したという事実、これは検察官にとらわねばならぬ一つの重大な事実だと思うのです。刑事局長いかがですか。

○政府委員(岡村泰孝君) 議決の趣旨を見ましても、何月何日の分が既遂であるかという、そこまでの事実が認められるとまでは言っておらないわ

けでございまして、前後の状況から見ても、常識的に既遂と見る方が自然であるという趣旨であらうかと思ひます。もちろんこういう趣旨につきましても、検察におきまして、これを参考にいたしまして今後再検討を行うものであると思つております。

○橋本敦君 ぜひともこれは、裁判所も言っているそれから検審も言っている、不起訴にされた重要な事情の一つだったわけですから、今おっしゃったように厳しく再検討してもらわねばならぬ問題だと思つております。

それから次の問題として、この電話盗聴事件が組織的な犯行であつたという判断、これが重要であります。

この点について言いますならば、まず刑事局長にお伺ひしたいのですが、検察庁の当初の原処分の際にも、この事件が今問題になつて三、四人の警察官の犯行ということだけにどまらず、組織的な犯行の疑いがある、そういう事件であるという認識は、これはお持ちでしたか。

○政府委員(岡村泰孝君) 検察が不起訴処分いたしました理由をいまして、明確に組織的な犯行とまでは認めていなかったところでありまして、被疑者兩名を含みますその他複数の警察官によつて行われた疑いがぬぐい切れないところである、こういう認識方をしたところでありました。

○橋本敦君 してもう一つ、刑事局長ね、不起訴にした理由の情状として、現実に関与したと見られる巡査部長やあるいは巡査など、これだけを起訴して処罰するということは、これらの人たちが指揮者もしくは首謀者とは認められないから、したがつて酷に失するということで情状を言われたことは間違いありませんね。

○政府委員(岡村泰孝君) 御指摘のようなことも不起訴の理由の一つであつたわけでありました。

○橋本敦君 したがつて、その理由から逆に推論するならば検察庁も、指揮者、首謀者がはかにあつた、しかしそれはわからない。この問題となつて巡査部長などは、その首謀者でないから

これだけを処罰するのは酷だということになつたわけですから、基本的には組織的な犯行であつたということを検察庁も、これはわかつておられたと言わざるを得ないと思つておられる、その点について今指摘をしました。議決は明白にこう言つております。「証拠によると、本件盗聴は、警察官らによる組織的な犯行と推測され、被疑者林、同久保を指揮し、又はこれと協力した警察官らが行つたと考えられる。」、こう言つておられるわけでありました。

まさに証拠によりあるいは犯行の態様、末端の警察官が厳しい指揮系統下で仕事を警察部内において単独で、自分の個人的な意思でかかる犯行に及ぶなどということ、これはだれが考えても考えられませんか、この議決が、「証拠によると」ということで、証拠によつても、そしてまた一般的に今私が指摘したような判断からしても、警察官らによる組織的な犯行だと推測される。こう言つておられることも、これは今後の再考をしていく上でも重要な事実と考えるべきだと思いますが、いかがですか。

○政府委員(岡村泰孝君) ただいま御指摘のありましたような議決の趣旨につきましても、検察といたしまして、これを参考といたしまして再検討いたしますところであると思つております。

○橋本敦君 その点は、この議決だけではなくて、同じ証拠に基づいて、すべての資料を勘案して東京地裁が付審判請求で出した決定にもはつきりという書いているわけですね。「しかしながら、当裁判所における事実取調の結果によつても、被疑者林及び同久保が上司の指揮命令を受けることなく、その独自の判断により本件盗聴を行つたもの」と到底認められず、「到底認められず」、まさにそのとおりだと思ひます。「それが何者であるかを特定することはできないが、他の警察官と共謀のうえの組織的な行為と推認することができるとあり、云々と、こうなつておられます。こういう判断部分があることも刑事局長はよく御存じでいらつしやいますね。

○政府委員(岡村泰孝君) 承知いたしております。

○橋本敦君 したがつて、今後の再検討の課題の一つは、この組織的な犯行の全容を可能な限り明確にしていこうということが、今度の議決でも要請されたものと受けとめるべきだと思いますが、いかがですか。

○政府委員(岡村泰孝君) 検察としては、その点、不起訴にいたします段階におきまして捜査は行つたところでございますけれども、その捜査の結果をさらに踏まえて、今後どうするかということにつきましても検討をいたすものと思つております。

○橋本敦君 刑事局長、そのとおりですが、今後どうするかということについて検討される際に、今私が指摘した検審の議決あるいは裁判所の決定も十分踏まえてなされる必要があると思つておりますが、いかがですか、こういう意味です。

○政府委員(岡村泰孝君) 被疑者林、久保につきましても、検察官が不起訴処分をした段階において収集いたしました証拠に基づきまして、検察審査会として先ほど御指摘のありましたような趣旨の議決をなしているところでございます。被疑者田北に關しましては御指摘のとおりでありまして、これにつきましても、さらに捜査を尽くしてほしいと考えるというのが議決の趣旨であります。最初の二名につきましても、そういう趣旨はないということから見ますと、御指摘のように、最初の二名につきましても本件不起訴記録自体で判断をいたしましたというふうに思われるわけでありました。

○橋本敦君 したがつて、私はこの兩名、つまり田北を除く林と久保については、結論は不起訴処分は不当であるということになつていますが、検審のこの議決の趣旨としては起訴相当とほとんど変わらない、そういうぐらゐの心証で議決をしていくと、こう読み取るわけでありまして、裁判所

○政府委員(岡村泰孝君) 被疑者林、久保につきましても、検察官が不起訴処分をした段階において収集いたしました証拠に基づきまして、検察審査会として先ほど御指摘のありましたような趣旨の議決をなしているところでございます。被疑者田北に關しましては御指摘のとおりでありまして、これにつきましても、さらに捜査を尽くしてほしいと考えるというのが議決の趣旨であります。最初の二名につきましても、そういう趣旨はないということから見ますと、御指摘のように、最初の二名につきましても本件不起訴記録自体で判断をいたしましたというふうに思われるわけでありました。

このように考えると、被疑者兩名の犯行が個人的な利欲に基づいて犯されたものとは認められないことなど有利な情状を十分考慮しても、検察官が右兩名を起訴猶予としたことは納得できない。したがつて、被疑者林、同久保の電気通信事業法違反についての不起訴処分は不当である。

この結論してあります。結論的に言うならば、再捜査あるいは資料の調査を要するまでもなく、現にこれまで検察庁の手に集められた証拠や資料を検討して、その結論として、この二人は現場で重要な役割を果たしたと考えられるし、反省もしていないという点も踏まえて、この事案の当初に述べた憲法的重要性からしても、不起訴にしたこと、起訴猶予にしたことは納得できないと、はっきり言つておられるわけですね。

——実質

的に起訴相当と近いものと受け取っていいのではないかと質問です、簡単に言えば。

○最高裁判所長官代理者(吉丸眞直) 不起訴不当と起訴相当の区別をいたしましては、起訴相当という事になりますと、これは単なる過半数ではなくてさらに多数の票が必要だということもございまして、これは検察審査会自体が、起訴すべきであるという判断を示す場合であらうと思ひます。不起訴不当というのは、いわばそれより一段落ちるわけでございます、我々としては不起訴にしたのは納得できないという趣旨にとどまるものであらうと思ひます。そして、そういう議決がなされた場合に、理由などを考え合わせましていろいろ解釈の余地は出ようかと思ひますが、その解釈につきましては私ども意見述べることは御容赦いただきたいと思ひます。

○橋本敦君 私に質問した趣旨はわかっておられると思うんですが、起訴相当よりも一段低いものだとおっしゃるに単純にそう受け取って、この事件を再考していく際に、そう単純に受け取っていいものじゃないかと、起訴相当に近い、そういう積極的な判断が示されていると見るべきです、こう思ひませんか、こういう質問なんです。起訴相当と不起訴不当という、こういう議決の趣旨があることはよく知っていますから、だからこれは起訴相当より低いんだと、そう聞き直して簡単に受け取れるようなものとして考えたらこれはいけませんよと。そういうことは、この議決の趣旨自体から積極的に読み取っていくべきではないかというのを言っているんですけれども、審決の趣旨そのものについては、私の今の質問にかかわらず解釈と判断は避けたいということですか。

○最高裁判所長官代理者(吉丸眞直) 私どもとしては、検察審査会の結論をそのまま受け取るというように、いわば立場上そういうことでございまして、解釈にわたることにつきましては意見述べることを差し控えていたでございます。

○橋本敦君 わかりました。どっちにしても、不

起訴不当、起訴猶予にした本件処分は不当であるという事を言う結論の以前に、今私が指摘したように明確に言っているわけですから、これはまさに再考し、かつ起訴に向けて積極的に事案を見直していくということが要請されている議決だということに検察庁としても受け取ってもらいたいと思ひますが、刑事局長いかがですか。

○政府委員(岡村泰孝君) 東京地検におきましては、検察審査会法四十一条に規定されておりますように、その議決を参考にしたしまして、「公訴を提起すべきもの」と思料するときは、起訴の手続をしなければならぬ。わけでございます、今後この検討におきまして、公訴を提起すべきかどうかにつきまして慎重に検討をいたすものと思ひます。

○橋本敦君 田北については、これはあの盗聴をするためのアジトを借り受けるのに、この田北という警部補の息子さんの名義で借りたわけですから、その息子さんが、そこに住む必要性がさらさらないことはもう客観的に証明されておる。だから、そういう意味で関与していることは明らかになった。

刑事局長に伺いますが、まず争いが無いように事実の確認はすけれども、この田北という警察官の息子さんの名義でこのアジトが借り受けられたこと、そしてこの息子さんがここに住まわなきゃならない客観的な必要性は、特に具体には何も存在しなかったこと、現にここに住んだ形跡と事実のないこと、この事実は明確ですね。

○政府委員(岡村泰孝君) かなり具体的な中身の問題に入ってくるわけでございます、その辺のところにつきましては、現在検察審査会から不起訴不当というこの議決を受けている段階でございますので、余り具体的な捜査の中身につきましては申し上げにくいところでございます。ただ、先ほど御指摘のありましたように、検察審査会におきましては、田北の長男が自分の意思でこの部屋を借り受けたとは考えられず、父親である被疑者田北の依頼で借りたと思われるのが自然であるとい

うことを議決で述べていることは、そのとおりであります。

○橋本敦君 議決がそのように述べていることについて、特に検察庁として事実の重大な誤謬があるとか、あるいは明白に違っているとかいうことがあれば言ってもらいたいんですが、特にそういうことを言わなくちゃならぬ必要性はありませんね。

○政府委員(岡村泰孝君) ただいま申し上げましたように、東京地検におきまして今後検討をしなければいけない段階でございますので、今直ちに結論めいたことは申し上げにくいところであります。

○橋本敦君 しかしどっちにしても、議決がこのように言っていることは、これはやっぱり今後の捜査をさらに進めようとか、あるいは処分を検討する上で重要な事実として当然受けとめていただけたことは間違いないですね。

○政府委員(岡村泰孝君) 今後の検討の際に、こういった議決の趣旨は十分参考にしたものと思ひます。

○橋本敦君 これから法務大臣にも御質問をさせていただきます。この部分も出てくるのでお聞きいただきたいのですが、今回のこの検察審査会の議決はどうかと受けるか、これでいい。私は、これはなるほど職権乱用は認められなかったとか、それからこの三名以外については不起訴処分が不当とは言えないとかいう部分があるけれども、重要な盗聴事件のまさに実行行為を中心とする部分については、これは不起訴にしたということについて厳しい反省が求められる議決になった。そういう意味では、検察庁が行った起訴猶予処分、不起訴処分というものの対して厳しい批判がなされた、この受けとめるべきだと思ひますが。

この検察審査会というのは御存じのように、文字どおり市民の代表という性格を持します。特定の者が特定の代表方法で選ばれるのじゃなくて、アトランダムに市民の代表ということで構成されるといふ意味において、この検察の議決は国民世論の

反映あるいは市民の常識の反映と、こう見るべきだと思ひます。そういう意味で、国民の世論あるいは市民の常識の面から見て、検察庁の本件盗聴事件に関する処分が厳しい批判が加えられたものと謙虚に受けとめるべきだと、私はこう思ひますが、大臣はいかがでございますか。

○国務大臣(林田修三君) 御承知のように、我が刑事訴訟法におきましては、いわゆる国家訴追主義、検察官の起訴独占主義、起訴便宜主義がとられておりました。そこで検察審査会によりまして検察官の公訴を提起しない処分の可否の審査及び検察事務の改善に関する建議、勧告を通じて検察官の公訴権の実行に關して民意を反映させて、その適正を図ろうとしたものであると、かように理解をしております。

○橋本敦君 大臣がおっしゃるとおりですね。ですから、民意の反映として今度の議決がなされたという事は、民意の側からの批判として検察庁は謙虚に受けとめてもらいたいし、受けとめるべきだと思ひますが、いかがですか、こういう質問でございます。これは大臣の方がいいんですけれどもね。

○政府委員(岡村泰孝君) 大臣も同じようなお考えであらうかと思ひますので……御指摘のありましたように、検察といたしましては、検察審査会の議決で不起訴処分が不当であるとされたことにつきましては、謙虚に受けとめているところであります。

○橋本敦君 なぜこういう批判を招く事態になったかというところについては、いろいろな原因があるでしょう。一つは、きょうは警察庁に来てもらっていませんが、警察庁と警察が一貫してこの犯行の事実を隠したという事は、重大なこういう検察庁が批判を招かざるを得ない理由になったと思ひます。あくまでもしらを切る、そして検察官の調べにに応じて、新聞で報道されるどころでは、色眼鏡をかけたまま、チェーインガムをかんだまま、うそをいって何も答えようとしません。そして国会では、検察庁に協力して事案の真相の解

明に全力を尽くせと言ふと、そのようにしますと、こう言ひながら全然検察庁の捜査に協力しないという、文字どおり警察の犯人隠し、証拠隠滅、これがあつたと私は思いますから、この点は警察の姿勢として私は絶対に許すことのできない厳しい批判が必要だと思ひます。

それと同時に検察庁も、我々がかねてから現場の実行行為者の犯行が具体的に証拠によつて、指紋が出てきた、毛髪が出てきた、テープが残存している、それからアジトを借りるについて家主側に出す保証人の住民票、これを役所へとりに行つたのも警察官であつた。あるいは家賃のための送金、これが銀行から行われたそのルートもはっきりしたなど、これはかつて見ないほど証拠があつた。だから、直ちに強制捜査に踏み込んで、警察に対する押収捜索もやる、それから被疑者となつてゐる者に対しては必要な範囲で強制捜査に踏み切るなど、徹底した捜査をやれということをお願いするんです。ところがそれに踏み切らなかつたということが、犯行の全貌を明らかにしないだけであつて、今日のこういう批判を招く要素にもなつた。

特に検察庁は、県警本部長やあるいは警察庁の警備部長など、こういった人事異動、これについて、その人事異動と絡ませながら水面下の決着を事実上警察との間でやつたという要素を、私は客観的に見てぬぐひがたいと見ておるんですが、そういう検察の毅然としない態度も、これは今回の批判を謙虚に受けとめる一つとしてみずから厳しく正していただくことも、今後の捜査再検討の中に十分に生かしてもらうという意味において、そこそこはしっかりと受けとめてもらひたい。そのために、今後必要な組織的犯行の全貌の解明、先ほどおっしゃつた必要な捜査を遂げる中では、必要な場合には強制捜査も改めて含めて、断固たる捜査を遂げるという決意で臨んでもらひたいと思ひ、そのことが今回の議決を謙虚に受けとめる大事な課題だと私は思つておるのです。

が、刑事局長いかがですか。

○政府委員(岡村素孝君) 不起訴処分にした前回の捜査におきまして、逮捕といったような強制処分を行つてはいいないところでございませう。強制処分を行つたかどうかにつきましては、やはり捜査全般の中で判断していくべき事柄でございまして、今後とも東京地検といたしましては本件につきまして、議決の趣旨を参考にいたしまして慎重な検討を行い、適正な処分を行うものと承知いたしております。

○橋本敬君 ジャ大臣、この点の最後で、今局長がおっしゃつたように、厳正にやるといふことの一言に尽きるわけですが、国会でもたびたび議論をされ、当時の中曽根総理も、こういう犯行は二度と起してはならぬ、再発防止を厳しく通達して、こういった犯行を根絶したいという決意を表明されたわけですね。

そこで大臣、検察庁がこの議決を真剣に受けとめて必要な捜査は、これは何にも遠慮しないでやるべきものはやるといふ決意で臨んでいただくというところについて、大臣としても決意を新たに、こういった民主主義に反する犯行は絶対再発を許さぬという決意も込めて捜査を指示し、督促してもらひたいと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(林田修紀夫君) 先ほども申し上げましたように、該当する事件を再起しまして改めてその処分を検討することになると、かように承知をしております。

○橋本敬君 それはわかつておる。毅然とした決意で、本当にこの議決にあらわれた国民世論にしっかりと検察はこたえるという方向でやるということについて激励も、大臣としてやっぱりそういう方向でやるべきだといふ、こういう御意見で承つておきたいと思ひますが、どうですか。

○国務大臣(林田修紀夫君) そのとおりでございます。

になりましたので二点だけお聞きしておきたいと思ひます。

一つは、参考人のときにも申し上げたのでありますが、死刑の確定判決を受け、そしてその死刑の執行のために日々拘禁をされるということに死刑囚になるわけですね。しかし、再審でそれが無実であるといふことを多年にわたつて争ひ続けて、ついに再審請求が入れられて天下晴れて無罪になるといふことが、これまでの免田事件や松山事件等で現にあるわけですね。そこで、拘禁の間の刑事補償については、一般的な精神的慰謝料の問題もまだまだ不十分ですが、とりわけ死の恐怖、つまり死刑囚は、再審の訴えを出しながら、なかなか開かれな再審の門に苦しみながら、あすにも死刑が法律的には執行される可能性の中で、日々死と直面するわけです。こういう意味において再審無罪になった死刑事件については、死の恐怖という点も考へて特別の慰謝料というものを考へる必要があるのではないかと。

現にこの点につきましては、下級審の判決ですが、東京地裁でヘリコプターの墜落事故に関連をして、たまたま幸ひ命を助かった人からの申し立てで、死の恐怖という特別の慰謝料、死に直面してはかり知れない精神的ショックを受けたとして、損害賠償請求で慰謝料を請求した事件について、裁判長は、通常の交通事故などに比べ精神的苦痛は大きく、特に慰謝料を考慮する必要があるという判断を示して認容をしている例があります。こういうことから見て、死に直面しておつた者の補償については、それはかり知れない精神的苦痛についての特別の慰謝料ということを考慮するようにすべきだと私は思ひますが、そういうたお考えはあるのかどうか。

それからもう一つ、再審の問題についてお伺ひしたいのは、刑事補償で費用補償がなされるのは、再審の請求の間何遍鑑定をやり、申し立てをやりやつても出てこなくて、再審開始が決定された後の再審の間における訴訟費用だけ、こうなりますね。ところが、再審の事件で一番金がかかり

長期にかかつて苦勞するのは、再審決定をもらうまでの努力ですね。再審決定がなされた後はそうかかりませんが、それまでが大変な証拠収集から、鑑定から含めて、弁護人も被告人も苦勞するわけですね。だから、そういう意味では再審請求手続における費用補償、費用弁償、これも考慮するのが妥当であると思ひますが、この二点についていかがでしょうか。

○政府委員(岡村素孝君) まず第一点の死の恐怖と申しますが、そういったものに対する慰謝料を特別に補償すべきではないかという点でございませうが、この点につきましては、現行の刑事補償法は、簡易迅速な救済を図るという考えから定型的な補償といふことを考へてゐるところでございませう。補償の上限額の中には、そういったいわゆる精神上の苦痛と申しますが、慰謝料と申しますか、そういったものも全体を含めまして金額であるといふふうに理解をされてゐるところでございませう。現在のところ、明確に死の恐怖に対する慰謝料まで含まれてゐるのかどうかと言われますと、私もちよつとお答えはいたしたところでございますが、今言ひましたように、一般的な慰謝料としては含まれてゐると考へられるのであります。

ただ、刑事補償の一層の充実ということにつきましては今後ともいろいろ努力をいたしたいと思つてゐるところであります。

次に、再審請求審におきまして費用が補償の対象にならないかといふことでございませうが、現在、刑事訴訟法で定めております費用補償制度のもとでは、再審請求審の費用は補償の対象にはなつてないところでございます。これは、それなりの理由があるわけでございます。費用補償の制度は、検察官の故意過失にかからず客観的に定型化できるような費用を補償しよう、しかもこれもまた迅速公平に補償しよう、こういうことがその趣旨であるわけでございます。そこで、客観的に定型化できる公判期日等への出頭のための旅費あるいは日当、こういったものに限つてゐるところ

でございます。どこまでの範囲を補償するかという問題は、やはり我が国の法制全体あるいは補償制度のあり方とも関連いたして行く問題でございます。こういった問題につきましては、やはり慎重な検討が必要であらうかと思っております。

○橋本教君 これは将来とも制度的問題として、また議論をしていくことにいたします。

○橋本教君 もう一点最後にお伺いしたいのは、刑事補償法の補償対象は、これは言うまでもなく抑留または拘禁されたというそのことが前提になっております。

しかしながら、無罪判決を受ける人の中には、拘禁されない、在宅のまま起訴された裁判で無罪判決を受ける人もたくさんいる。この間刑事局長にお伺いいたしますと、公訴提起の時点で拘禁されておられるとそれから非拘束で起訴される者、大体五〇％前後の割合ということですから、かなりの人が非拘束で起訴はされたが非拘束で無罪になる可能性もあるんですね。ところが、これは今の法律の補償対象にならない。しかし、身柄は拘束されなければいけません。刑事事件で被告人として起訴されたというのを通じて、長い裁判期間の間、社会的にも、生活的にも、職業的にも多くの不利益を受けるという事実は、これは厳としてあるわけですね。そういう不利益を受けない場合は、補償の必要はありません。現にそういう不利益を受けた人に対して無罪になったも一切の補償が行われないというところは、これは公平を欠くのではないかと。

だから、今後の課題としては、身体、身柄非拘禁で無罪を受けた場合についても必要な範囲で補償を行うように、補償の要件、範囲を広げるべきではないかというように私は思います。今後の課題としていかがお考えか、答弁を承って質問を終わります。

○政府委員(岡村泰孝君) ただいま御指摘を受けましたような御意見がかねがねあることは承知いたしているところでございます。要するに故意過失を要件としない刑事補償の範囲をどこまで広げるとかという問題でございます。この点につきましては、先ほども申し上げましたように、我が国の法制全体あるいは補償制度のあり方、こういったものとも深くかかわりを持つて行くわけでございます。まして、こういった問題とも関連しながら今後とも研究し、また勉強していかなければいけないところであると思っております。

○橋本教君 終わります。

○岡村泰孝君 本日の議題になっております刑事補償法の改正につきましては、既に同僚議員から一昨日及び本日からいろいろ質問がございまして、重複する点はできるだけ避けたいと思っております。重複する点では、質問の順序上若干重複する点もあるかと思っておりますけれども、お許し願いたいと思っております。

最初に、現在提案されております改正案自体について質問申し上げます。

まず、刑事補償法で定めている抑留または拘置に対する補償の性質、補償の意味と申しますか、それは何でございますか。

○政府委員(岡村泰孝君) 一口で申し上げますと、定型化された国家賠償であるというふうに言えると思っております。刑事手続で抑留または拘禁された者が無罪となり、または場合に、公平の原則上その抑留または拘禁によりまして生じた損害を国が補償するのが相当であるというふうな考えられるからでございます。したがって、いま申し上げて、刑事補償は損害の補てんであるという点におきましては、国家賠償と其の損失を同じくいたしておるところでございます。が、国家機関の故意過失を補償の要件といたしていないこと、また補償金の額が定型化、定額化されているという点と、この二点におきましては一般の国家賠償とは異なった点がある、こういうことになると思っております。

○岡村泰孝君 つまり、拘束ないし抑留されたことに対する損害というわけですけれども、その損害の中には精神的な苦痛、そういうのは入っていないわけですか。

○政府委員(岡村泰孝君) これは精神的な損害、慰謝料と申しますか、これと財産的な損害、兩者を含むわけでありませう。

○政府委員(岡村泰孝君) 含むわけでありませう。

○岡村泰孝君 そこで、これも既に多くの同僚議員が取り上げた問題ですけれども、補償金の日額の上限、七千二百円から九千四百円に引き上げられたいわけですが、この計算の根拠が、たまたび同僚議員も質問したんですけれども、どうもはつきりわからない。私は、やはり労働者の平均賃金の上昇率、二十五年を基準にしますと四十倍で、昭和二十五年が四百四円、六十三年が一万五千九百七十七円ですから約四十倍、四十倍掛けるのが一番合理的であるというふうに思うんですけれども、消費者物価指数を加えてそれを二で割る、消費者物価指数を加えて二で割る論拠はどういうところにあるんですか。

○政府委員(岡村泰孝君) 刑事補償の性格から申し上げまして、拘禁あるいは抑留によって生じた財産上並びに精神上の損害、そのすべてを補償することではないわけではございません。相当な補償を行うというのがその趣旨であるわけでございます。そして、簡易迅速な手続で補償を行うという趣旨から、その上限額を定めているところでございます。こういった趣旨からいたしまして、抑留、拘禁されております間の生活費の全額とか、あるいはその間の賃金の全額、こういったものを補償するというのは必ずしも刑事補償法の趣旨ではないと思われたいわけでございます。

刑事補償法が制定された当時、上限額が四百円と定められたわけでございますけれども、これも当時のいろいろな事情を考慮して四百円としたわけでございます。その後経済情勢が変動いたしましたことに伴いまして逐次、その引き上げを図ってきておられるわけでございます。その際、経済情勢の変動の要素といたしましては、給与水準の上昇と消費者物価指数の上昇、この二つを勘案

いたしてきただけでございます。そういう一つの沿革と申しますか、もございまして、今回同じような方法で、単に賃金だけの上昇を見るんじやなしに、物価指数の上昇も勘案して計算をいたしたと、こういうことであります。

○岡村泰孝君 昭和二十五年では平均賃金日額が四百四円だったの、それで四百円に決められたわけですね、最高額をね、上限を。その考え方をそのまま延ばしていけば、平均賃金率に、この上昇率である四十倍を掛けるというのが立法当時の考え方をそのまま受け継ぐんじゃないか。消費者物価指数まで、その当時の経済事情の変化を考慮して消費者物価指数を加えられたわけですから、なぜ消費者物価指数だけを取り上げられるのか。経済事情全般であれば、例えばGNPの成長率であるとか、そのほかいろいろな指数はあるわけですから、その中でなぜ消費者物価指数をとられたのか。とってそれを二で割ったのか。

○政府委員(岡村泰孝君) 刑事補償法が制定された当時の四百円でございますが、これはそのときの賃金から直ちに四百円という数字が出てきたわけではなしと思われたいわけでございます。当時の国会審議の状況などを見ても、旧法のとおきましては一日五円以内ということになっておったわけでございます。これを一応の基準といたしまして、到底五円では相当な補償とは言えないので、この引き上げが図られなければいけないというふうなことから、当時の賃金なり物価、あるいは使用人の日当、こういったものを勘案いたしまして四百円という数字が定められたものと思われたいわけでございます。

その後物価も値上がりいたしましたし、賃金も値上がりいたしましたわけでございますが、経済情勢の変動というものをみます場合に、やはり物価と賃金というもので見ていくというのが一番その実態を反映しやすいものであると思われたいわけでありまして、そういうような点から、この賃金と物価というものを計算の根拠としているものと思われたいわけでありませう。

○岡村泰孝君 昭和二十五年では平均賃金日額が四百四円だったの、それで四百円に決められたわけですね、最高額をね、上限を。その考え方をそのまま延ばしていけば、平均賃金率に、この上昇率である四十倍を掛けるというのが立法当時の考え方をそのまま受け継ぐんじゃないか。消費者物価指数まで、その当時の経済事情の変化を考慮して消費者物価指数を加えられたわけですから、なぜ消費者物価指数だけを取り上げられるのか。経済事情全般であれば、例えばGNPの成長率であるとか、そのほかいろいろな指数はあるわけですから、その中でなぜ消費者物価指数をとられたのか。とってそれを二で割ったのか。

○政府委員(岡村泰孝君) 刑事補償法が制定された当時の四百円でございますが、これはそのときの賃金から直ちに四百円という数字が出てきたわけではなしと思われたいわけでございます。当時の国会審議の状況などを見ても、旧法のとおきましては一日五円以内ということになっておったわけでございます。これを一応の基準といたしまして、到底五円では相当な補償とは言えないので、この引き上げが図られなければいけないというふうなことから、当時の賃金なり物価、あるいは使用人の日当、こういったものを勘案いたしまして四百円という数字が定められたものと思われたいわけでございます。

その後物価も値上がりいたしましたし、賃金も値上がりいたしましたわけでございますが、経済情勢の変動というものをみます場合に、やはり物価と賃金というもので見ていくというのが一番その実態を反映しやすいものであると思われたいわけでありまして、そういうような点から、この賃金と物価というものを計算の根拠としているものと思われたいわけでありませう。

○岡村泰孝君 昭和二十五年では平均賃金日額が四百四円だったの、それで四百円に決められたわけですね、最高額をね、上限を。その考え方をそのまま延ばしていけば、平均賃金率に、この上昇率である四十倍を掛けるというのが立法当時の考え方をそのまま受け継ぐんじゃないか。消費者物価指数まで、その当時の経済事情の変化を考慮して消費者物価指数を加えられたわけですから、なぜ消費者物価指数だけを取り上げられるのか。経済事情全般であれば、例えばGNPの成長率であるとか、そのほかいろいろな指数はあるわけですから、その中でなぜ消費者物価指数をとられたのか。とってそれを二で割ったのか。

○政府委員(岡村泰孝君) 刑事補償法が制定された当時の四百円でございますが、これはそのときの賃金から直ちに四百円という数字が出てきたわけではなしと思われたいわけでございます。当時の国会審議の状況などを見ても、旧法のとおきましては一日五円以内ということになっておったわけでございます。これを一応の基準といたしまして、到底五円では相当な補償とは言えないので、この引き上げが図られなければいけないというふうなことから、当時の賃金なり物価、あるいは使用人の日当、こういったものを勘案いたしまして四百円という数字が定められたものと思われたいわけでございます。

その後物価も値上がりいたしましたし、賃金も値上がりいたしましたわけでございますが、経済情勢の変動というものをみます場合に、やはり物価と賃金というもので見ていくというのが一番その実態を反映しやすいものであると思われたいわけでありまして、そういうような点から、この賃金と物価というものを計算の根拠としているものと思われたいわけでありませう。

○岡村泰孝君 昭和二十五年では平均賃金日額が四百四円だったの、それで四百円に決められたわけですね、最高額をね、上限を。その考え方をそのまま延ばしていけば、平均賃金率に、この上昇率である四十倍を掛けるというのが立法当時の考え方をそのまま受け継ぐんじゃないか。消費者物価指数まで、その当時の経済事情の変化を考慮して消費者物価指数を加えられたわけですから、なぜ消費者物価指数だけを取り上げられるのか。経済事情全般であれば、例えばGNPの成長率であるとか、そのほかいろいろな指数はあるわけですから、その中でなぜ消費者物価指数をとられたのか。とってそれを二で割ったのか。

○閣議彦君 どうも経済上の指標としてはいろいろあるのに、賃金上昇率のほかに消費者物価指数だけを取り上げられた理由が私にはどうしてもわからないんですけれども、想像しますに、あるいはこういうことを考えられたのかなとも思うんです。つまりその人が拘留なんかされなかったと仮定して、普通の社会で生活している。その衣食住の費用がかかるわけけれども、拘留されている間は衣食住の費用はかからないから、それで必要経費を差し引くという意味で消費者物価指数を考慮されたのかなと思うのですが、それとは違ふんですか。

○政府委員(岡村素孝君) 新刑事補償法が制定されました当時の国会審議の中で出てまいりますことは、上限を四百円といたしました場合に、本人の生計費などは差し引かれるべきマイナス要素である。しかし一方、慰謝料といったようなものがプラスの要素であるというような点もあわせ考えて四百円が相当であるんだと、こういうことを当時の委員会で政府側が述べているわけでございます。そういうような点から見ても、そう厳密にこういう計数的根拠によるものだというほどの極めて明確な基準というものは、当初からなかったというふうに思われるわけでございます。賃金とか、物価とかその他を考へまして、この程度でやはり相当な補償と言えんのだというのがそもそもの出発点だと思われるわけでございます。制定当時の物価なり賃金から見ますと、その後かなり上昇いたしておりますので、補償金の上限も引き上げなければいけない、引き上げるときにはそういう物価の問題なり賃金の問題も考へて引き上げていこう、こういうことでこれまで来ていたところでございます。

○閣議彦君 消費者物価指数を加えて二で割るから金額が少なくなつてしまつたわけですね。制定当時議論されましたように、消費者物価、これはマイナス要因であるからこれを差し引くというのでありますならば、もしそれが一つの重要な要素であるとしたら、基準年を一〇〇とした賃

金上昇率から同じく基準年を一〇〇とする消費者物価指数の上昇率を差し引くというのでありますならば、それは一つの理屈にはなると思うんです。つまりそれだけの費用を勾留されている間使わなかったわけだから、その点を差し引くというのなら一つの理屈にはなると思うけれども、しかしそれならば足して二で割るのではなしに、基準年の両者の上昇率の差、賃金上昇率から物価上昇率を引いた差を基準年の上限の日額である四百円に掛けるというんだら、これは一つの理論としては成り立つと思うんですけれども、そうでもないわけですね。もしそれで計算しますと、基準年の二十三倍である九千四百円ではなしに、三十二倍の一万二千八百円という数字が出てくるんですけれども、どうも理論的にはつきりしないわけなんです。

○國務大臣(林田修紀夫君) 先生の方は大専門家なんですから、二十五年当時は、物価はほとんど上がりまして賃金は上がらないという時代であつたわけですね。それが現在は逆になつておるというところでありまして、創設当初はこれが賃金だけで算定されますと余り上がりませんので、物価の要素を加味したんだらうと思ひます。したがつて、両方を勘案してやつた方がいいのじゃないだらうかと思うんですが、そういう制度の経緯があるのじゃないかということでございます。

○閣議彦君 昭和二十五年ごろの生活水準、簡単な言葉で言えば生活水準、それより現在は上がつていくわけですから、どれだけ上がつていくかというところは、昔の二十五年の名目賃金と現在の名目賃金、その比較によつて出てくるわけですから、やはり現在の上がつた生活水準の補償をする、それで平均賃金の上昇率を掛けるというのが一番合理的である。しかし、これは水かけ論ですから、私はその点は非常に不満であるということだけ申し上げておきたいと思ひます。それから次は、死刑の場合の補償額の意味と申しますか、性質といひますか、これはどういふところでございませうか。

○政府委員(岡村素孝君) 死刑が執行されました場合の補償でございますが、現行の刑事補償法によりますと、まず死刑が執行されるまでの間は通常身柄が拘束されておりますので、この間は、改正案では一日九千四百円以下の金額で、その日数に應じた補償が行われるわけでございます。それからもう一つは、死亡によりまして生じましたところの財産的損害、これにつきましては立証されました範囲において補償されるわけでございます。これに加えて、二千五百万円以内の補償を行うというのが刑事補償法の趣旨でございます。したがつて、二千五百万円という金額は慰謝料であるというふうに思われるわけでありませう。

また、この二千五百万円という根拠は何かというところでございませうが、これも委員からは非常に理論的な御指摘を受けるわけでございますが、正直申し上げまして二千五百万円を理論的に説明しろと言われまして、なかなかこれは難しいわけでございます。

これも一番当初新刑事補償法ができましたときは五十万円であつたわけでございますが、この程度が相当であるという判断でございます。その後逐次引き上げが行われておるわけでございますが、今回はいわゆる拘禁者補償の方の日額を引き上げますので、やはり現行二千万円といふゆる死刑執行の場合の慰謝料も引き上げるのが相当である。最近におきます交通事故等の死亡を理由といたします損害賠償請求事件におきます慰謝料も相当多額になつておる。これらの事情を考慮いたしますれば、二千万円を二千五百万円に引き上げるのが相当である、こういう判断であるわけでありませう。

○閣議彦君 二千万円を二千五百万円に引き上げた理由として、つまり賃金日額の方は七千二百円を九千四百円に上げる、三〇・六%の引き上げ率ですね。それを前掲に置かれた二千万円に加えるとそれが大体二千五百万円になる。そういうふうな二千五百万円を出されたらと見てよろしいです

か、上限額と比例する意味で。

○政府委員(岡村素孝君) 比例するといへば比例いたしますし、先ほど申しましたように、最近の交通事故で死亡した場合の損害賠償請求事件における慰謝料も二十万円ぐらいいはつておる、それよりやはり高い方が相当ではないか。こういうようないろいろなことが考えられて、この二千五百万円となつたわけでありませう。

○閣議彦君 いろんな要素を入れてこれらと、どういふ要素なのかさっぱり質問のしようがないんですけれども、もし賃金日額の上限の引き上げに應じて引き上げた、その要素が非常に強いとしますと、これは五十七年の改正のときには据え置かれていたわけですね。したがつて、五十五年の上限である四千八百円と比較する、四千八百円と比較しますと、今度の改正案の九千四百円というのは大体倍ですね。そうすると、五十五年の二千円は倍で少なくとも四千万円にはならなければならぬんじゃないかと思はれるんですけれども、その二千五百万円を抑えられた理由がどうも納得できないわけなんです。

○政府委員(岡村素孝君) この点は、先ほど来申し上げておりますように、これまでの国会審議の状況を見ましても、死刑執行の場合の慰謝料の上限の金額といひますものは、常識的に見てこの程度で相当ではないかということでございます。で、常識的に見てこの程度というところは、やはりいろんな要素を考へればこの程度であるということであつたわけでございます。

したがつて、委員御指摘のような計算というものもありまして、あるいはまた自賠責におきまして現在死亡した場合の保険金が二千五百万円という金額にもなつておるわけでございます。そういういろいろな金額にいたしまして、そういう御批判を受けるわけでございますが、そういうものを考へましてこういう金額にいたしたところでございます。現実の問題といたしまして慰謝料が幾らかということ、これはやはりなかなか難しい問題でございますが、仮に不法行為に基づき

まして損害賠償の請求をいたしましたときにも、慰謝料が幾らだというふうに認定されるかということ、これは個々の事件に即した裁判所の判断になるわけでございます。この点は難しいといえは難しい問題であるかと思ひます。

○閣下 自動車賠償保険法のあれも一つの参考にしたと言われたんですけれども、もし他のものとの比較ということをやられるんではあります。ならば、これは本人に対する慰謝料ではなくして遺族給付なんでもっと性質が違ふんですけれども、例え証人等の被害についての給付に関する法律というのがあります。証人が犯人から復讐を受けて被害を受けたとか、あるいは警察官への協力者、警察官が逮捕なんかするときに、それに協力した協力者の受けた災害に対する給付、これは遺族給付です。ちよつとそのまゝ比較できないと思ひますけれども、私はやはり死刑の場合の補償額には遺族に対する配慮も考慮すべきだと思ひ、これは後で述べますけれども。

その遺族給付は、妻、子供二人それから両親という標準的な家族構成で理論上の最高額は一年当たり二百九十五万六千七百七十円だそうであります。このほかに葬祭給付がありますけれども除いて、そうすると、大体十年間それを受けられるとしますと二千九百五十六万四千円になるわけでございます。これは民間人から危害を加えられた場合、国が加えた場合は、それよりもはるかに多くしても一向差し支えないんじゃないか、その点からいっても少ないという印象を受けるんですけれども、どうでしょう。

○政府委員(岡村泰孝君) ただいま御指摘のありました証人の被害給付の場合でございますが、年金でこれを受けるとすれば、ただいま委員御指摘のありましたような金額にならうかと思ひます。ただ、この金額は慰謝料というものが入るのかどうかよくわかりませんけれども、少なくとも財産的な損害とかいふものを、あらゆる損害を考慮しての金額であらうかと思ひます。

これに對しまして刑事補償法の方は、先ほど申し上げましたように、慰謝料が二千五百万円以下である。それに本人の死亡によつて生じた財産上の損失額と死刑が執行されるまでの拘禁の期間の拘禁補償がプラスされる、こういう点の違ひがあるわけでございます。一概に兩者を比べまして刑事補償法が低いとは言えないと思ひわけでありす。

○閣下 これも結局水かけ論で、私はやはりもつともつと、めつたにあるケースじゃない、またあつてはならないケースなんでもすけれども、やはりこれは、国家としては最大の過失でありますから思ひ切つて引き上げるべきであるというふうに考へます。

次は、現在の制度がこのまゝでいいかどうか、現在の制度を改正する、将来にわたつてもし改正しなくてはならない、私は改正しなくてはならないのじゃないかと思ひますけれども、法改正を前提にしたところの質問をいたします。

日額の下限を据え置きました、私はこれも引き上げるべきだと思ひますけれども、先ほどの答弁では、いわゆる心神喪失者の行為に対して補償することに對する国民感情を考慮して、それで引き上げないんだと、据え置きましたんだということと言われましたけれども、その前提を仮に承認するといつたしまして、もしそれでありますならば、第三条では「左の場合には、裁判所の健全な裁量により、補償の一部又は全部をしないことができる。」という規定があります。この中に、心神喪失者の行為に對しては減額することができるといふ規定を入れておけば、そうするとさきのことと考慮せずに上限と同じように下限の引き上げをすることができるといふんじゃないかと思ひますけれども、そういうふうな法改正を検討されるおつもりはないのですか。

○政府委員(岡村泰孝君) そういつた考えも一つの考え方であらうかと思ひますけれども、いふゆる無罪の場合はその中身がいろいろあるわけでございます。私先ほど心神喪失の場合を例として申し上げたわけでございますが、例えば

そのほかに、詐欺事件等におきまして被害を与えたことはそのとおりであるけれども、犯意の点において十分な証拠がない。その十分な証拠がないのも程度の問題でいろいろあらうかと思ひます。ございまして、いろいろな場合が想定されてくるわけでございます。そういう場合をすべてこの三条の中に網羅的に列挙することが果たして可能かという問題があるわけでございます。そこはむしろ四條の二項でございまして、裁判所が一切の事情を考慮して補償金の額を定めるという、その中で具對的事件に即しまして裁判所が適正な判断を行つていただくということが、やはり一番妥當ではないかというふうにも思ひます。

○閣下 君、その点についてもどうも納得できないのですけれども、これも先ほど来多くの同僚委員が言われたことの繰返しになりますから、結局これ以上繰返ししても時間の浪費だと思ひますので繰返ししません。

次の問題は、刑事補償法のほかに、国家公務員の故意または過失である場合には国家賠償法で損害賠償の請求ができることになつてゐるわけですが、先ほどちよつと質問されたのを私聞き漏らしたかの感じがするんですけれども、今までそういつたようなケースで国家賠償に持ち込んで認められた件数は二件ですか、そういうふうな聞いたんですけれども、もしそうでありますならば、却下された件数は何件でございますか。

○政府委員(岡村泰孝君) 昭和五十三年から六十二年までの間に、国家賠償を請求いたしました事件であります。これは無罪事件に限り、かつ検察官の捜査等の違法すなわち国の違法を請求原因といたします事件について申し上げます。全体で五十二件あるわけでございます。そのうち請求が認められたものが二件、請求が棄却されたものが二十四件、請求を取り下げましたものが三件、係属中のものが二十三件となつております。なお、このほかに調停で解決した事例が一件あります。

また、警察の捜査だけの違法を請求原因とした

します場合は、私の申し上げました数字には含んでおりません。それがどの程度あるのかは把握できないところであります。

○閣下 君、今伺ひしましたように、国家賠償法による損害賠償というのは、なかなか公務員の故意または過失を立証することは非常に難しいんじゃないかと思ひ、認められたのが二件で却下されたのが二十四件。

そこで私の提案なんですけれども、この刑事補償法の中に、国家機関の故意または過失があつたと認められるときは、これはあり得ることをこの条文でも想定して、第四條の二項に「警察、検察及び裁判の各機関の故意過失の有無その他一切の事情を考慮して決める」とありますから、裁判官がそれを認定するだらうと思ひますけれども、そのときは、抑留または拘禁の刑事補償に加えて加算することができ、別建てで、別な条文で、それを考慮して加算するというふうな規定はつくられませんか。

○政府委員(岡村泰孝君) この刑事補償法の四條二項で「故意過失の有無その他一切の事情を考慮しなければならぬ」という規定がありますけれども、これは、こういう事情を考慮して補償金の額を定めなければならぬということでございます。したがうしまして、故意過失が厳密にあるかどうかを認定するといふほどのものではなからうと思ひます。

委員が御指摘になりました点は、要するに、公務員の故意過失がある場合には全部の損害を補償することを刑事補償法の中に入れておくべきではないか、こういう御趣意であるわけでございますが、そうなりますと、故意過失があつたかどうかということが、それが中心問題として争ひになるわけでございます。それがやはり事実の認定を行わなければならぬわけでございます。また、現実にはそれではどれだけの損害が生じたのかということにつきましても、これまた個々の案件に応じまして具体的な立証をまたなければならぬわけでございます。そういうことを考えますと、現在の

刑事補償制度が簡易迅速な補償を行うということの一つの趣旨といたしておる、その趣旨とは沿わなくなってくる面があるように思われるわけでございます。

やはり御指摘の点は、現在の国家賠償法で故意過失を認定し、その損害を認定し、賠償すべき責任があるならば賠償を命じるということが妥当ではなからうかというふうに思うわけでありまして。

○閣下 第四第二項のは、つまり最高限、日額の最高限の範囲内で決めることに裁判官が、警察、検察及び裁判の各機関の故意過失の有無をそこで検討するわけですね、事情を考慮するわけですね。であれば、この刑事補償法の中でそれを考慮することはできるわけですから、別建てにして、そして最高限を幾らに決めるかということとは問題ですけれども、別の項目として、「その他一切の考慮」の中に突っ込んでしまふんじゃないか、別建てにして最高限、これを加算することができるといふふうにすれば迅速に、早く支払うこともできるわけであつて、本来の趣旨に沿うんじゃないかと思ふんですけれども、どうですか。

○政府委員(岡村素孝君) 難しい問題であるわけでございますが、この四第二項の場合は、ここに書いてありますような事柄を逐一細かく認定するまでもなく、上限額で補償するのが相当だという判断をする例というものが、私は少なくないように思うわけでございます。個々の案件に応じまして、この四第二項に書いてありますような事柄を逐一裁判所が認定して、補償額を幾らにするかということを決めているわけではないように思うのでございます。こういった事情を考慮して補償額を定めるということにはなっておりますけれども、それは全体的な評価として、それじゃこの場合は上限なら上限ではないかという判断に達する場合もあるんだらうと思ひます。

ところが、たゞいま御指摘のありましたように、故意過失に基づきます損害をさらにつけ加えて補償することになりますと、やはり故意過失があつたかどうか、これがまさに争点になつてくるんだらうと思ひます。そういう点で国家賠償法と実質的には異なるない認定になつてくるのではないかと思ふわけでありまして。

○閣下 君 その点もどうも意見が違ふんですけれども、つまり国家機関の故意過失というのは、非常に重大なことなんで、それをそのほかの本人が受けた財産上の損失とか、得るはずであった利益の喪失とか、そういったものと一緒に並べて、それで全体を総合して決めるというのではなしに、この問題、故意過失の問題、これは重要な問題なんで、これだけは別に切り離して立法すべきじゃないか。最高限をどうするかということは問題でしようけれども、そういう趣旨なんです。

○政府委員(岡村素孝君) どうも私が十分理解できない点があるのかわかりませんが、けれども、どうも故意過失を、余りこの点を強く打ち出しますと、現在の国家賠償法とやはり運用においては変りがないのではなからうかなというふうな感じを持つわけでございます。

ただ、刑事補償法によります補償の充実ということにつきましては、我々今後とも努力しなければいけないところでございまして、いろいろございまして御意見は十分参考にはいたしたいと思ひております。

○閣下 君 刑事補償の場合、原則的に無罪の裁判を受けた本人に対して補償するという考え方ですね。しかし、死刑の執行による補償については、これはちょっと別格だと思ふんで、この場合は遺族補償の考え方も取り入れるべきじゃないか。遺族に対する補償ですね、その点についてはどうですか。

○政府委員(岡村素孝君) 遺族補償の具体的中身がどういふことになるのかといふと、これまで申し上げておりますように、死刑を執行されました場合の補償といたしまして、死亡によって生じた損害を補償することができるとなつております。

それでは、死刑を執行されました死亡いたしました場合、その死亡によつて生じた損害とは何かと申しますと、これは法律的に申しますといふゆる逸失利益と言われているものでございまして。死亡以後の稼働可能期間中の総収入、生きておればどの程度収入が上げられるかという総収入を計算いたしました上で、一方では、その間当然消費しなければならぬところの生活費等の必要経費を差し引く、残りが逸失利益だといふふうに大ざっぱには言えるのだらうと思ふわけでございます。そういう意味の逸失利益というのがある意味じゃ委員御指摘のあります遺族に対する補償、生活保障と申しますか、そういう面もあるのではなからうかというふうに思ふわけでございます。

ただ、刑事補償法の立て方といたしまして、今の法律ではそういった遺族の生活保障ということとは正面切つては出してはおらない。先ほど申し上げました死亡によつて生じた損害という表現をいたしておる、その中に含まれるものもあるんだらうというふうに思ふわけでありまして。

○閣下 君 刑事補償法の補償の意味が、特に死刑の場合の補償の意味がどうもはつきりしないものですから、今のよう質問も出てくるわけですね。

それじゃもう一つ、無実の場合ですね、事実誤認、無実にもかかわらずに抑留、拘禁を受けた場合に、その本人及び家族の受けた精神的な苦痛は非常にかなり知れないものがあると思ふんですけれども、国の個人に対する人権の侵害、しかもこれは大きな名誉棄損だと思ふんです。その面でもつまり名誉棄損に対する償いという意味の補償も検討すべきじゃないかというふうに考えるんですけれども、どうですか。

○政府委員(岡村素孝君) たゞいま御指摘の点でございまして、名誉の回復という意味では、いわゆる刑事補償が行われたことを公示するという制度、これが一つあるわけでございます。

それからもう一つは、そういう名誉侵害に対する損害といふことになりまして、広い意味では慰謝料ということになりうかと思ひます。この点に

つきましては、先ほど来申し上げておりますように、現行の補償金額の上限の中には、財産的な損害はもとよりでありますけれども、精神的な損害、慰謝料、こういったものも含まれているといふふうに考えられるわけでありまして。

○閣下 君 最後にもう一つだけ。これは要望なんですけれども、引き上げの定期的な見直しをする必要があるんじゃないか。つまり、先ほど例に挙げました証人たちの災害であるとか、警察官、海上保安官への協力者の災害に対する給付については、給付金額がしばしば見直されて、政令の改正が行われています。刑事補償についても、私はやはり賃金、物価は考慮する必要は少しもない、賃金の変動に応じてもっと定期的に見直しをすることが必要ではないか、その心構えが必要じゃないかと思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(岡村素孝君) 昭和二十五年に制定されて以来、今回八回目の引き上げでございまして、法務省といたしましては最高裁判所と協力いたしまして、その引き上げともいふものには過去努力はいたしてきたところでございまして。今後とも、経済情勢、社会情勢の変動などをよく見守りながら、実情に即しまして補償金の引き上げのために努力をいたさなければいけないし、また努力はいたすつもりであります。

○閣下 君 最後に大臣にお伺いいたしますけれども、先ほど述べましたように、私の目から見ると、物価上昇率なんかを考慮するということがどうも理屈に合わないように思ふんです。その前提に立つてだんだん引き上げられてきているんですけれども、いわゆる戦後の見直し、総決算という意味において、この制度そのものを見直す、そういうつもりはございせんのですか。

○国務大臣(林田修三君) 今回の改正案は、経済事情の変動等、諸般の事情を考慮しながら、最善と認められる算定方法によりまして補償金額の日額の上限などを引き上げようとするものであります。今後ともいろいろ御審議をいただきます。

た補償金額の改正を含めまして、刑事補償制度の適正な運用が図られるように、法務省としましては最高裁と十分連絡をとりましてできる限りの努力を怠りませんと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

○西川潔君 終わります。

○西川潔君 では、よろしくお願いたします。引き続きまして、私も刑事補償法の改正について、一昨日聞き漏らしたことを一つだけお尋ねいたします。

所得税法第九条の一項二十一号及びその施行令三十条によつて、交通事故による損害の賠償金は非課税となっております。また同じく、九条の十八号の適用を受けるものの年金、金品などは一時所得となり一時所得税がかかってまいりますが、この刑事補償金というのは、税法上はどういうふうに扱われるんでございましょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) 本人が補償金の支給を受けた場合でございますが、ただいま委員が御指摘のありましたように、所得税法九条の二十一号の損害賠償金というものに当たると考えられますので、所得税は課税しないことになりま

す。

○西川潔君 そこで次に、ことし一月の十四日、横浜市港北区のバス停留所で、アルバイトの少年がバス誘導員に対する暴力を見かねて仲裁に入り、相手の不動産業者に重傷を負わせて逮捕されたという事件についてお尋ねいたします。

新聞にも大きく報道されておったんですけれども、この事件の経緯と現在どのようになっているかということをもう一度お教えいただきたいと思

います。

○政府委員(岡村泰孝君) 御指摘の事件でございますが、昭和六十三年一月十四日に傷害罪によりまして少年を現行犯逮捕いたしました。検察庁といたしましては、一月の十六日に身柄つきで送致を受けまして、その日に勾留請求をいたしまして裁判所から勾留状の発付を得たわけでござい

ます。そして、一月二十六日まで勾留いたしました。その日に釈放をいたしましたわけでござい

ます。そして、二月の十日、家庭裁判所に身柄を拘束しないまま、在宅で送致をいたしております。その後、横浜家庭裁判所において本件につきまして審理中でございます。

○西川潔君 私の質問はいつも陳情、そしてまた半ば人生相談みたいな質問が多いんですけれども、例えば刑事局長がもしこの場に居合わせた場合は、どういふふうな態度をおとりになるかと伺いたしたいんですけれども、まことに御無礼でござい

ます。

○政府委員(岡村泰孝君) 大変答弁困難な御質問でございます。やはりその場の状況に応じて適切な対応をとるといふことになるかと思ひますが、その場の状況というものをなかなか再現するのも難しいわけでございまして、今ちょっと私から、私ならこうしたということは言にくいところ

でございます。

○西川潔君 この少年は適切な行動だと思つて、正義感を持ってこういふふうに行動されたわけなんですけれども、もし刑事局長が、この少年の立場であつた場合はどういふふうにされますでし

ょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) これまた非常に難しい御質問でございますが、本件の場合は少年側にもいろいろ有利な事情はもろろあるわけでござい

ますけれども、少年が鉄製の立て看板で顔を殴打するなどの暴行を加えまして、相手方に左目の失明を伴う傷害を負わせたという、結果としては大きな事件になっておるわけでござい

ます。そういうことでございまして、私が少年の立場でどうしたかと言われましても、これもまた非常にお答えしにくいところでござい

ます。

○西川潔君 法律の最高位にいらっしゃる法務大臣が、この立場でいらっしゃたらどうされますでしょうか。

○国務大臣(林田修三君) なかなかお答えするのは難しいんですが、これは正当防衛に当たるかどうかというところでございまして、現在のところは

正当防衛よりも少し過剰である、こういうことで

横浜の家庭裁判所に送致をされておりました。現在裁判所において審査中であるのであります。したがって、どの程度の正当防衛をすべきかということでありまして、私でしたら、やはり同じようなことをやるかもしませんが、もうちょっと少し目の正当防衛をやるんじゃないかと思ふんです

が、その辺が問題であらうと存じます。

○西川潔君 ありがとうございます。

本場にこういう場合に自分自身が直面したら、私自身もどういふか、かなり腕力に自信がない限りは、この方を助けにしようという行動はなかなかとれないと思ひます。本場にこの記事を讀ましていただいたときは悩まされた。暴力を暴力で解決するといふことは本場にいけないことだと思ひます。しかしこの場合、警察へ通報し警察官が来るのを待っているとその方がやられてしまふ、何とか助けてあげなければいけないといふことで、この少年は勇気を持ってこういふ行動をとったのですが、新聞によりますと、現場に居合わせた多くの人たちも少年に手はかきませんでした、こういふふうな報道もされております。こういふケースで、仮に少年が反対にけがをしたり死亡した場合はどういふふうな状況でござい

ますか。また、国が補償する制度はあるのでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) 犯罪被害者等給付金支給法という法律があるわけでござい

ます。この法律は、日本国内におきまして人の生命、身体を害する罪に当たった行為によりまして死亡したあるいは重傷を負つたといふような被害者や遺族に対して給付金を支給する規定になっておるわけでござい

ます。ただ、この場合におきまして、給付金を支給しないことができる場合ということも定めておるわけでござい

ます。例えて申し上げますと、被害者と加害者の間に親族関係があるとき、あるいは被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他犯罪被害について被害者にもその責めに帰すべき行為があつたとき、あるいは社会通念上支給することが適切でないと思はれるとき、こう

いった場合には支給しないことができる規定しているところでござい

ます。

ただ一般的に申し上げますと、この支給法で支給することも可能でありますけれども、具体的状況によりましてはただいまの支給しない場合に当たるといふこともあり得るところであります。

○西川潔君 次に、被疑者のそれでは補償規程について伺いたしますが、この少年は逮捕されたわけですから、もし今回のようなケースで正当防衛が明らかであるといふときは、この対象にはなるのでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) 少年の被疑事件でありまして、検察官が捜査を遂げまして例えば正当防衛の成立が認められる場合には、検察官としては罪とならずという不起訴処分を行うわけでござい

ます。この場合には、身柄が拘束されている期間につきましては、被疑者補償規程によりまして補償を行うことが可能であります。

○西川潔君 今までに、この補償規程が適用された具体例はござい

ますでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) 昭和三十三年から昭和六十二年までの間に、被疑者補償規程に基づいて補償いたしました人員が百九十一名でござい

ます。

○西川潔君 ありがとうございます。

本場に大変難しい事件だと思ひます。殴られて

いる人がいますし、このままでは本場に死んでしまふ、何とか助けに行つてあげたい、でもこんなことを起こして逮捕されてしまった。これでは一般市民の勇気をなくすんではないかな、さういふ神といひますか、かわり合ひにならない方がい

ていただきまして、誠意ある処置を、今後そういうふうな正当防衛の適用についても一度考えていただきたいと思います。僕は、個人的にはもう国民栄誉賞を贈つてあげてもいいなと思うぐらゐの気持ちであります。

それでは次に移らしていただきます。次は刑務所の日常について伺います。

午前中にも千葉先生の方から少し質問がございましたが、平日と土曜日そしてまた祝日でございますが、その中の受刑者の生活にどのような違いがあるのか、また平日の一日、土曜日及び休日の御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(河上和雄君) 平日、これは懲役刑を受けた人を念頭に置いて申し上げますが、刑法によりまして定役に服するという事になっております関係で、平日については八時間、土曜日は四時間でございまして、作業はいろいろな種類がございます。木工製品、こういったようなものをつくることができまして、機械製品あるいは例えれば、新しいところで佐賀にきなどを女性に織つてもらつたりしております。いろいろな種類の作業をさしております。

そして休日、これはもとより作業はございません。あるいは土曜日の午後は作業はございませんで、教育教科の時間、つまり教育教科を必要とする人たちに對しては、そういった指導に充てておりますし、そうでない人たちに對しては自由な時間あるいは体操の時間、そういったようなものを設けております。

○西川潔君 私これまで何度か芸人として慰問にも参りました。一つ局長さんに陳情したいんでありますが、今まで漫才や司会で慰問に参りましたときは、いろいろ一言皆さん方の前で、この中で一生懸命お勤めして早く社会復帰してくださいというふうな、そして自分の人生の経験などもお話ししていただいたんですけれども、議員になつてから視察には参りますが、そこでちょっと疑問が生じたんです。

今までは自由に行けたんですけれども、今は、

選挙に当選していただいていたからは、仲間の方も一緒に、例えば自分が、この前も多摩の少年院、栃木の女子刑務所、府中の刑務所などをお伺いする前に、大した内容のお話はできないんですが、受刑者の皆さん方に、今までのように一日でも早くすばらしい社会復帰をしてもらう、いい社会復帰をしてもらおうという意味合いで、少し皆さん方の前で十分でも二十分でもいいですが、お話をさせていただきますので、どうかお願い申し上げます。

○政府委員(河上和雄君) まことにありがとうございます。

○委員長(三木忠雄君) 明確な答弁を。

○政府委員(河上和雄君) はい。

ただ、今まで西川委員のおいでのになりましたときには、いわば政治からは切り離された形で見えなくなつていたわけでございまして、国会議員という資格でいらつしやいますし、何かお話を伺うことになるかと、やはり入っている人々にはいろいろな政治信条を持つていらっしゃる方々がたくさんいらつしやいますし、国会議員の西川潔先生ということになりますと、いささか問題がある場合があるのではないかと、そのちよつとという人間的な立場ということがあるわけでございまして、そういう政治的なものを離れてお出かけいただけるものでしたら、喜んで私もまたしてはこういふ余暇の活用に使わしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○西川潔君 その場合はバッジを外して行けいいんではうか。

○政府委員(河上和雄君) 一人の人間がいろいろな資格を持つていらっしゃるから、バッジを外したからといって国会議員でなくなるわけではないと思います。ただ、要するに、お話を伺う人たちの意識の方の問題として、国会議員である西川潔先生がこういうお話をしたということでは

はなくて、タレントである西川潔先生の、あるいは人生の先輩としての西川潔先生のこういうお話である、そういうふうな形が皆にわかるような形でしたならば我々としてはありがたうお受けしたい、こういうことになるのだらうと思います。

○西川潔君 中の人たちにわかりやすくは、局長の方からぜひお話をしていただきたいと思うんです。

それで、例えば当選させていただきましてから今まで以上に歌手の皆さんとか、俳優の皆さんとか落語、漫才、仲間の皆さんが、法務委員会に落さん所屬しているんやてねということ、特に最近では芳村真理さんなんかは、私なんかで役に立つことがあつたらいいけど、どこでも行きますからと言われて、いろいろ御陳情申し上げるんですが、男子の収容所のところには女性はないかなお連れすることは、これは今までも聞いておりますので、難しい問題が多々ございまして、ぜひみなさんそういうことでしたら力をかそうという方々がたくさんいらつしやいます。

今までは自分は政治、国会、特に我々一市民にとってはわかりにくいところだということで、そういうことでも中を見てくる。それで見て一つでも二つでも皆さんのためになることがあればという努力はさせていただくということで、百二万もの人に応援していただきましたので、法務委員会に所屬させていただいては限りは、そういうふうな悪いことをしたとはいへ収容されている皆さん方に少しでも喜んでいただいて、それがひとつ社会復帰のためになるのであれば幾らかでもお力になりたいという気持ちでございますので、どうもそのあたり大変難しい問題が多々ありなように思ふ。

政府委員室の方々にもお願いするんですけれども、そういうお気持ちはありがたいですけれども、ちよつと、こうなるのでございまして、そのあたりぜひ局長さんの方からよろしくお願ひいたしたいと思ひます。今後一度閉会中にももしよければ、話は早い方がいいと思ひますので、

何かお願いできるようなお取り計らいを願ひますでうか。それはもう来年でも再来年でも話がつかない場合は結構でございます。

○政府委員(河上和雄君) まことにありがとうございます。

○政府委員(河上和雄君) おっしゃるとおりでございます。矯正職員も国家公務員でございますので、四週六休制が施行されますと当然四週間のうちの二回の土曜日は休暇ということになります。ただ、御承知のとおり矯正職員の場合は常に

ただ、そういったことは別に、これは西川先生ばかりでなく国会議員の各先生方の中にもなつていらしていただいている方がございまして、篇志面接委員という制度がございまして、これは大勢の受刑者を集めて話していただく場合もありますし、あるいは個々の二、三人あるいは一人の受刑者に対してお会いいただきまして、人生の相談に乗つていただく、あるいは法律相談に乗つていただく、家庭の相談に乗つていただく、こういったような制度もございまして、現在千八百人の方が全国でもって全くのボランティアベースでもって活動していただいております。そういう形で西川先生あるいは法務委員の先生方、もしおなりいただけるのでしたら、私もとしては喜んでぜひやっていただきたい、こう思つておるわけでございまして。

○西川潔君 よろしくお願ひいたします。

次に、毎日のように新聞紙上をにぎわしておりますが、午前中に千葉先生も御質問なさつておられました。四週六休制のことなんですけれども、刑務所の中も四週六休を実施するのでしょうか。その場合は刑務官の方々の就業時間、また受刑者の方々の作業時間、そしてまた四週六休になれば受刑者の皆さん方は休みになるんでしょうか。

○政府委員(河上和雄君) おっしゃるとおりでございます。矯正職員も国家公務員でございますので、四週六休制が施行されますと当然四週間のうちの二回の土曜日は休暇ということになります。ただ、御承知のとおり矯正職員の場合は常に

何といひますか、夜間の勤務あるはそうでない
休日の勤務というものもあるのですから、一個
人をとった場合に土曜日に四週間のうち二回が
半ドンになるということではございません。しか
し、四週間のうちいずれかの日については休日
が四回とそれから半日が二回、こういうことにな
ります。

それから受刑者につきましては土曜日、四週間の
うち二回の土曜日を休みにし、そして日曜日は
当然休みと、こういうことになるわけではござい
ます。

○西川潔君 その場合、お休みにしたときには
は、皆さん方は特別な余暇の過ごし方などはご
いしませんでしょうか。

○政府委員(河上和雄君) 現在いよいよ始まったば
かりの制度でございますが、現段階で行われてお
りますのは、視聴覚機材を使ったものあるいは教
材を使った生活指導あるいは教科指導、そういう
ようなことのほか、講演あるいはレクリエーシ
ョン、さらには先ほど申し上げましたようにそう
いったボランティアベースで来ていただきまし
方々とのいろいろな人生上の相談事、さら
にはグループカウンセリングと、そういったよう
な形でできる限り何といたしますが、時間をばう
と過ごさせないよう、少しでも社会復帰に向か
つて時間を有効に使うように、そういうことを私
どもとしては考えて実施いたしているところでご
ざいます。

○西川潔君 お休みにしますとまた刑務官の方
々も大変だと思ひますが、僕は老人ホームな
ど、刑務所、拘留所、拘留所ではございませんが
少年院などたくさんのお仕事をいただきたま
して、刑務官の方々の仕事の激務を目の当た
りに見せていただきました。もう少し刑務官の方
をふやしていただく。もう少しふやしていただ
いて、夜中も大変です、八十人、九十人という受
刑者の方々をたった二人で管理していらっしゃる
大変なお仕事です。
別に刑務所の応援をするわけではございません

が、本当にそして社宅ですか見せていただきまし
て随分建物が高い。ひび割れたり色も黒く
なったり、刑務官の奥さん方にお伺いすると、参
観で先生に来てもらうのが大変つらい、外で会わ
してもらいたいというふうな奥さん方が随分いら
っしゃいました。

ぜひ中のこともさることながら外のそういう人
たちにも御配慮いただき、いい施設の中でいい
お仕事をしたいと思ひます。またその旨実行していただ
きたいと思ひます。

次に、昭和三十年、松本少年刑務所の中に松本
市立旭町中学校の分校として桐分校を開校し、受
刑者の中から義務教育未修了者を集めて中学校課
程の教育を始め、今日まで続いているということ
ですが、もうすばらしいことだと思ひます。昨日
もテレビの特別番組で見ていただきまして本
当に感動いたしました。現在までこの学校を出
ている方、そしてまた在学していらっしゃる方、そ
れからまた何歳か何歳ぐらゐまでの方が一番多
いんではないでしょうか。

○政府委員(河上和雄君) 桐分校のお話でござい
ます。桐分校につきましては、実は現在まで五百
九名の人が昭和三十年から六十二年までの間に入
学いたしました。うち四百九十三人が無事卒業い
たしております。これは一年間で中学の教科課程
を全部終わるということですので、全然やってい
ない人にとつては三年分を一年でやるということ
ですから大変なんです。いづれにしろ九七%と
いう非常に好成績をおさめております。

ただ、年齢的なものは、実は私どもの方十分現
段階で把握いたしておりますが、ただ、もとも
と刑務所に入つてきているわけではござい
ます。一番最年少で十八歳というところになるわけ
で、かなりの年代の方々がたくさんこの桐分校を
卒業されているというところは間違いないだろうと
思ひます。

○西川潔君 これはほかの刑務所からもうわさを
聞きまして、そちらに入学することができると
しょうか。例えば北海道からでも、九州からでも
そこへ入学していただくことはできるんでしょ
うか。

○政府委員(河上和雄君) 中学生募集といったよ
うな実はパンフレットを各施設に配りまして、そ
して各全国の受刑者に、この桐分校に自分が行
つて勉強する意思があるかどうかというところでや
つております。桐分校の方は、実は十人から三十
人ぐらゐまでのゆとりがございまして、現実に希
望する人というのは毎年十人前後でございまして、
なかなかそう大勢の人たちが参りません。という
のは、三年間を一年間で履修しなければならな
いという大変なやはり教育課程でございまして、そ
のために希望者だけを対象としておりますが、い
ずれにせよ全国から募集しております。

○西川潔君 卒業証書を最後にくわけてござ
います。これには桐分校出身、それと施設の何か判
んかがついてあります。社会復帰には支障を来
すと思ひますが、そういう配慮というのはなさ
れていないでしょうか。

○政府委員(河上和雄君) そういう配慮はいたし
ております。

○西川潔君 それでは最後に大臣にお伺いしたい
と思ひますが、大変僕はいのことだと思ひます。
こういう桐分校のような制度をもっとと全国
的に広めていただくようなことをお願いできま
せんでしょうか。

○国務大臣(林田憲紀夫君) 義務教育の未修了者
であります受刑者に対する教育は、矯正教育上
非常に大事なことでありますので、今後とも前
向きに取り組ましましてできるだけ全国的に広め
ていきたいと思ひます。

○西川潔君 これで終わります。

宮田輝君及び吉川春子君がそれぞれ選任されまし
た。

○委員長(三木忠雄君) 他に御発言もなければ、
本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議
ございませんか。

○委員長(三木忠雄君) 御異議ないと認めます。
本案の修正について、猪熊君から発言を求めら
れておりますので、この際、これを許します。猪
熊君。

○猪熊重二君 私は、日本社会党・護憲共同、公
明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合
の各派及び各派に属しない議員西川潔君を代表
いたしまして、ただいま議題となつております刑
事補償法の一部を改正する法律案に対し修正案を
提出いたします。

その内容はお手元に配布されております案文
のとおりでありますので、これよりその提案理由
と内容の概要を御説明いたします。

これまで審議してまいりました政府提出に係
る刑事補償法の一部を改正する法律案は、刑事補
償法第四條第一項の拘留、拘禁等による補償の日
額の上限を七千二百円から九千四百円に引き上
げ、同条第三項の死刑の執行による補償の最高額
及び加算額を二千万円から二千五百万円に引き
上げようとするものであります。

しかし、これらの額が適正な補償を行うのに妥
当であるかを検討してみますと、甚だ不十分な
ものであると言わざるを得ません。

刑事補償法の趣旨、法制定時の理念を考えま
すと、昭和二十五年の立法時に労働者の一日平均
給与額とほぼ等しかった基準日額の上限が、改正
をたび重ねているにもかかわらず、一日平均賃金
の六割にも満たなくなつてきているのは許されな
いこととあります。ゆえなく身体拘束を受けた国民
の財産上の損失、精神上の苦痛に対して補償をし
なければならぬことは、憲法によって定められ

た国の責務なのであります。

さらに、補償日額の下限につきましては、昭和五十三年に引き上げられて以来、十年間も据え置かれたままであります。刑事補償制度のあり得べき姿といたしましては、上限を引き上げれば下限も同様に引き上げるべきなのであります。この引き上げは法制定時の趣旨からも必要となるものであります。

また、無罪にもかかわらず死刑を執行されてしまった場合の補償は、筆舌に尽くしがたい精神的苦痛に対する慰謝料としての性格を持つわけでありまして、これを算定することは困難であるといえ、交通事故などの慰謝料と比べ政府原案の引き上げ額は不十分であると言わざるを得ません。

以上の理由から、抑留、拘禁等による補償の日額については、現時点での勤労者の一日平均給与額を上回り、これに近接する一万六千円をもって上限とすること、その二分の一の額八千円をもって下限とすること、さらに死刑の執行による補償の最高額及び加算額については、制度発足時の上限額五十万円と自動車損害賠償保障法が制定された当時の死亡保険金の現在までの上昇率を勘案して五十万円とすることが妥当であると認められます。

以上が刑事補償法の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由と内容の概要であります。何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○委員長(三木忠雄君) ただいまの猪熊君提出の修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。林田法務大臣。

○国務大臣(林田修紀夫君) ただいまの修正案につきましては、政府といたしましては反対でございます。

○委員長(三木忠雄君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

います。——別に御発言もないようですから、これより刑事補償法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、猪熊君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三木忠雄君) 少数と認めます。よって、猪熊君提出の修正案は否決されました。

次に、原案全部の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三木忠雄君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

工藤君から発言を求められておりますので、これを許します。工藤君。

○工藤万砂美君 私は、ただいま可決されました刑事補償法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合の各派及び各派に属しない議員西川潔君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

刑事補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

一 政府は、被疑者及び被告人の人權の保障並びに適正手続の確保に一層の努力をなすべきである。

二 政府及び最高裁判所は、刑事補償制度の趣旨にかんがみ、無罪の確定裁判を受けた者に対する適正な補償を行うため、法制定時の理念を尊重し、経済事情の変動等を考慮して、補償金額の引上げについて早急に努力すべきである。

三 政府は、刑事補償制度の趣旨にかんがみ、身柄不拘束のまま裁判を受けて無罪になった者に対する補償及び再審により無罪の確定裁判を受けた者に対する再審請求手続に要した費用の補償について、更に調査・検討すべき

である。

四 政府は、被疑者として抑留又は拘禁を受けた者に対して適正な補償を行うため、被疑者補償規程の一層適正な運用に努めるべきである。

右決議する。

以上でございます。

委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(三木忠雄君) ただいま工藤君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三木忠雄君) 全会一致と認めます。よって、工藤君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、林田法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。林田法務大臣。

○国務大臣(林田修紀夫君) ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして鋭意努力してまいりたいと存じます。

○委員長(三木忠雄君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時五十分散会

〔参照〕

刑事補償法の一部を改正する法律案に対する修正案
刑事補償法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四条第一項の改正規定中「七千二百円」を「九千四百円」を「千円」を「八千円」に、「七千二百円」を「一万六千円」に改め、同条第三項の改正規定中「二千五百万円」を「五千万円」に改める。

この修正の結果必要となる経費は、平年度約七千万円の見込みである。